

平成31年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成31年3月6日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第 1 号	平成31年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一 括) 予算特別委 設置・付託
第 3	議案第 2 号	平成31年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 3 号	平成31年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 4 号	平成31年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 5 号	平成31年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 7	議案第 6 号	平成31年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 8	議案第 7 号	平成31年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 9	議案第 8 号	平成31年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第10	議案第 9 号	平成31年度大竹市水道事業会計予算	
第11	議案第10号	平成31年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第12	議案第11号	平成31年度大竹市公共下水道事業会計予算	(原案可決)
第13	議案第12号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について	
第14	議案第14号	大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について	
第15	議案第23号	大竹市火災予防条例の一部改正について	
第16	議案第25号	大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について	
第17	議案第27号	工事請負契約の締結について	
第18	議案第28号	平成30年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	
第19	議案第13号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について	
第20	議案第15号	大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正について	
第21	議案第16号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	
第22	議案第17号	大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定について	生活環境 (原案可決)
第23	議案第18号	大竹市保育所設置条例の一部改正について	
第24	議案第19号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	
第25	議案第20号	大竹市介護保険条例の一部改正について	
第26	議案第21号	大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格	

	を定める条例の一部改正について	
第27	議案第22号 大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第28	議案第24号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第29	議案第29号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	(原案可決)
第30	議案第30号 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号)	(原案可決)
第31	議案第26号 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について	生活環境 (原案可決)

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託・継続)

○出席議員(15人)

1番	児玉朋也	2番	小田上尚典
3番	末広和基	4番	賀屋幸治
5番	北地範久	6番	西村一啓
7番	和田芳弘	8番	大井渉
9番	網谷芳孝	10番	藤井馨
11番	山崎年一	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	14番	田中実穂
15番	山本孝三		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	大石泰
総	務部長	吉岡和範
市	民生活部長	香川晶則
健康福祉部長兼福祉事務所長		米中和成
建	設部長	坪浦伸泰
上	下水道局長	高津浩二
消	防長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠
総務課危機管理監		吉村隆宏
企	画財政課長	三原尚美
産業振興課長併任農業委員会事務局長		小田健治

自治振興課長
市民税務課長
福祉課長
監理課長
土木課長
上下水道局業務課長
上下水道局工務課長
総務学事課長
生涯学習課長

伊崎喜教
池田宗吾
金子しのぶ
豊原学
古賀正則
北林繁喜
中司和彦
真鍋和聰
柿本剛

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

中曾一夫
加藤豪

平成31年3月大竹市議会定例会(第1回)

一般質問通告表

1

4番 賀屋 幸治 議員

質問方式：一問一答

南海トラフ巨大地震の災害対策について

南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率が70～80%と高まっており、気象庁は今後異常な現象を検知した場合に、大規模な地震発生の可能性が高まった旨の「臨時情報」を発表します。大竹市での被害想定では津波犠牲者が184人で一番多い想定になっています。現在、大竹市地域防災計画上の対策や備えはどこまで出来ていますか。震災対策・津波対策・避難対策・防災マニュアルなどの取組の現状について伺います。

- ①臨時情報が発表された場合の対応について。
- ②津波浸水シール貼り付けの提案について。
- ③避難計画における最大収容人数と避難所備蓄品整備状況について。
- ④防災マニュアルの作成について。

以上、4点について伺います。

2

9番 網谷 芳孝 議員

質問方式：一問一答

社会教育施設等の再編基本方針について

「社会教育施設等の再編基本方針」については、平成24年3月の総論、平成27年4月には各論として発表されました。

また、平成29年3月には30年間を目標とした、総延床面積20%を削減する方向性を示す「大竹市公共施設等総合管理計画」も発表されています。そうした中、今回の質問内容は主に「社会教育施設等の再編基本方針」の再編対象施設であります、各公民館の将来的な方向性について伺います。

3

15番 山本 孝三 議員

質問方式：一問一答

安倍自公政権のもと、防衛省の自衛隊募集について

個人情報保護との係わりについて、市長の対応を問う。

働き方改革について

非正規職員・教職員・保育士の処遇は、どう改善されるのか。

漁業法の「改正」について

市内漁業者にとっても影響があると思いますが、心配はありませんか。

4

13番 寺岡 公章 議員

質問方式：一括

総合教育会議の成果について

本市では総合教育会議において、平成28年3月の大竹市教育施策大綱策定にいたっています。総合教育会議の目的は大綱の策定だけというものではありません。特に、教育

委員会と市長部局児童福祉分野における政策共有が常時図られている事は、教育現場で児童生徒を支えるスクールソーシャルワーカーの機能をより高めると考えます。結果、教諭が授業に専念できる体制が期待され、中央教育審議会が答申している「チーム学校」を支える一助となり得ます。

大綱策定後の、会議の開催状況と成果について伺います。

職員の人事異動について

前提として、個別の事例について申し述べる立場にないということは重々承知しています。

全体から見た時に、人事異動によって個々の能力向上につながっているという認識を持ちながら、1～2年かけてやっと仕事を覚えた方が新しい担当へ、という場面が少なからず見られ疑問を持っています。部署によっては、行政サービスに一時的な隙間が生じ、その一時的なものが頻繁に起これば、恒常的な影響につながりかねません。

異動に関する法律や条例はないようで、組織のこれまでの知恵と経験で行っておられるようです。公務員の宿命であるという言葉も耳にしますが、人事異動に関する考え方や、現在、部署内でスムーズにフォローし合える環境にあるのか整理しませんか。

5

10番 藤井 馨 議員

質問方式：一問一答

豪雨による災害対策に関連する問題点について伺います。

雨水配水管のメンテナンスをどのように行っていますか。平成26年8月と平成30年7月の豪雨で秋葉川の氾濫がありました。この原因はスクリーンに土砂や樹木がかかり、水路が塞がれたことが原因と考えています。対策について伺います。集中豪雨対策として新町雨水排水ポンプ場の建設が必要です。取り組みについて、お考えを伺います。

6

3番 末広和基 議員

質問方式：一問一答

地方自治の行政組織の仕組み等の特徴に注目してみると、独特の組織文化に強く繋がっていることに気づきました。関連性について伺います。

単式簿記、現金主義会計、予算単年度主義、文書主義、短いサイクルの人事異動、集団的・協同的組織運営など、行政組織文化につながる特徴的な制度を見出すことができました。インフラが整備され続けた時代から、この行政組織を動かし今の街はそうして出来上がって来たのだと実感します。地方自治を取り囲む外部環境の変化により、地方自治法の改定が矢継ぎ早に繰り出され、職員数の削減や雇用条件の変更など、財政難を切り抜ける為の痛みを味わいながらも、旧来の組織文化の本質は変えてはならないものとして継続して来ていると感じます。また、そうであるべきだとも思います。どの仕組みが、どの様に変化し、その変化に気づく事が出来ないうちと進んでいくでしょう。歩みは遅く、たとえ30年かかろうとも、少しずつ確実に進め続けるのが行政の責任ですと市長はおっしゃって来ました。これからの環境変化に耐えられる組織にするための変化に繋がる取り組みは、どの様に進めていけますか。また、既にスタートしておられるのでしょうか。

地方行政の役割と一般家庭の主婦の仕事をモデル的に比較してみると、行政と住民自治の関係性を見出せました。ご意見を伺います。

行政の役割と4世代家族での家事の役割をモデル的に比較してみると、街の営みの中で行政の役割と大家族の生活での家族の役割や家計の仕組みに共通の変化を読み取ることができます。かつて専業主婦の家事で営まれていた家庭でも、今の時代の家族ではみんなの協力が必要となっています。また家計簿で管理できていた家計も、負債と資産の管理、収入と支出の複雑さは、PC会計を活用した長期管理が必須です。例えに照らして、行政組織の今後を伺います。

中小製造業の現状の把握と今後の市行政にとっての位置づけを再確認させてください。

大手企業に大きく依存している大竹市の街の中で、独自の産業構造の担い手として街を支え続けてこられ、今激動の環境変化に見舞われている中小製造業に関して産業振興関連の視点をお持ちでしょうか。

商工会議所、企業の皆さん、行政が一堂に会して、これからの地域産業のあり方を共有することを目的にした会合を望みたいと思います。お考えを伺います。

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において9番、網谷芳孝議員、10番、藤井馨議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

- 議案第 1号 平成31年度大竹市一般会計会計予算
- 議案第 2号 平成31年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成31年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 平成31年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 平成31年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 平成31年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 平成31年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 平成31年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 平成31年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 平成31年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 平成31年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号、平成31年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第11号、平成31年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

2月27日の議事の継続をいたします。

これより市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際念のため御説明いたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

4番、賀屋幸治議員。

〔4番 賀屋幸治議員 登壇〕

○4番（賀屋幸治） 皆さん、おはようございます。トップバッターということで、また、きょうはたくさん傍聴の方もおいでになっておられます。ありがとうございます。4番、大竹新公会の賀屋幸治でございます。通告書に沿って、今回は南海トラフ巨大地震の震災対策について伺います。

来週の3月11日で、国内観測史上最悪の被害に見舞われた東日本大震災から8年が経過いたしますが、復旧・復興は道半ばで、多くの被災者の方々はいまだに苦悩されております。

国は、南海トラフ地震の危険性が高まっていることから、今後、気象庁が南海トラフ地震に関連する臨時情報を発表した場合は、関係省庁に対し、災害警戒会議を開催し、その結果を総務省、消防庁が関係都府県に連絡することを取り決めております。過去の南海トラフ地震でも、これは1854年の安政地震でございますが、東南海地震と南海地震、隣り合わせておりますけれども、32時間の間に時間差で連動して発生しております。東日本大震災での東北地方太平洋沖地震においても、3月11日の本震、これはマグニチュード9でございましたけれども、この2日前に宮城県沖で同じくマグニチュード7の前震が発生したことがわかっております。このことから、気象庁では、地震の予知はできないが、前震と思われる規模の地震が発生した場合には、大規模な地震発生の可能性が高まったとして臨時情報を発表することで、当面の間の対応をすることになりました。

先週2月26日のニュースや新聞報道で、宮城県沖の太平洋日本海溝沿いでの今後、30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が起こる確率が90%に高まったと、政府の地震調査会の発表がありました。これは、南海トラフ地震の臨時情報ではありませんが、同じ海溝型の地震情報ということで、大変心配されます。ちなみに南海トラフ地震は、昨年2月に今まで70%であった確率が80%に引き上げられております。

大竹市地域防災計画の震災対策編には、広島県地震被害想定調査報告書として、南海トラフ巨大地震の被害想定が掲載されています。内容としては、沿岸部の一部で震度6強から6弱、その他の地域で震度5強の評価となっております。

建物被害としては、津波などを含めて全壊する建物が1,622戸、半壊が4,271戸。

人的被害といたしまして、死者が212人、負傷者が586人と予測の報告がされております。この死者212人のうち、建物倒壊による犠牲者は29人であり、残りの184人が津波による溺死であろうと、想定されております。ほとんどの方が津波で犠牲になるというふうに想定されております。津波によるこの犠牲者を防ぐためには、早目に高い場所に避難することですが、これができれば津波による犠牲者はゼロということになります。

また、建物被害のうち、全壊の内訳として、地震の揺れによるものが466戸、液状化によるものが1,080戸、津波によるものが76戸で、合計1,622戸が全壊するということになっております。

平成29年3月策定の大竹市耐震改修促進計画における住宅・土地統計調査の推移からの平成28年度の推計によると、昭和56年以前の建築で、耐震性のない木造住宅は、市内に3,086戸ございます。この約半数以上の木造家屋が倒壊し、その中で29人の方が犠牲になるのではないかとという予測になっております。この建物全壊での29人の犠牲者を防ぐには、

建物の耐震化を100%にする必要がありますが、すぐにはできないこととございますし、また限界もあります。耐震性のない3,086戸の住民の方に事前避難が確実にできれば犠牲になることはありません。そのためには、気象庁から臨時情報が発表された場合、3,086戸の住民の避難行動が速やかにできるような対策の取り組みが急がれます。

そこでまず1点目の質問でございますが、早目の避難ということで、気象庁が臨時情報を発表した場合に、大竹市として避難準備情報、あるいは避難勧告など、発令をすることになりますか。どのような対応、対策をとられますか。これが1点目でございます。

次に、避難勧告や避難指示を出しても、自分が身の危険を感じる危機意識がなければ、避難行動にはつながりません。特に、犠牲者が一番多く想定されている、先ほどの津波被害では、津波の水がどこまで来るのか、現状では実感できません。このあたりは津波が来たことがないということとございます。実感されてる方はいないと思います。そこで、津波の想定高さ、これは国や県が発表しとるのは海拔3.4メートルの高さに、大竹市の場合には津波が来るという報告になっております。現在、主要な公共施設の敷地内、公民館であるとか、コミュニティサロンであるとか、この市役所の建物もですけども、海拔表示でその地盤高が表示されておりますが、この津波高の3.4メートルという表示がないので、その高さ、深さがどこまでになるのかわかりません。津波が膝まで来るのか、胸まで来るのか、軒下まで来るのか、我が家の前はどこまで来るのか、そういった状況が把握できません。

そこで2点目として、これは提案でございますが、想定浸水区域内の住民に、浸水深さを認識してもらうために、街角の電柱であるとか、ブロック塀であるとか、要するに目に見えるところに想定津波浸水高、海拔で3.4メートルでございますが、その津波表示シールというものを張りつけて、浸水深さを確認して、防災意識を高めてもらう。こういう取り組みが必要ではないかと思えます。この取り組みは、平成27年度ごろから徳島市などで始まっているもので、他の自治体でも採用が広がっています。

そこで、参考資料として配付させてもらっておりますこの1枚もののカラーコピーがございまして、この想定津波浸水深さ、いわゆるここでは何メートルぐらいになりますね。このシールを、大竹の場合は海拔3.4メートルのどこまで水が来るということですから、その3.4メートルがどこになるのかというのを目で見てすぐ確認できるようなシールを張っていくと。そうすると、このあたりはこの辺まで来るのかと、すごく防災意識といいますか、津波に対する危機意識が全体で高まってくると。そうすると、逃げる体制ができてくるんだろうというふうに思えます。ということで、大竹市でもぜひともこういった津波表示シールの取り組みをしていただきたいと思えます。

次に、平成30年4月に策定の避難計画についてですが、市の管理する緊急避難場所は、第1次避難場所と第2次避難場所があり、地震に対応する避難場所は25カ所で、津波対応では、堤防が機能しないとした場合は19カ所。また、地域で管轄する避難場所は、地震対応で15カ所、津波対応では13カ所となっております。これは、堤防が機能しないということは震度6強なり、南海トラフ地震が起こるわけですから、その段階で堤防も一部が破壊され、そこから津波の浸水が襲ってくるということで、堤防があるから安心するというこ

とになりません。そういった想定で堤防が機能しない場合は、当然、浸水区域にある避難場所は、避難場所ではなくなるということでございます。

そこで、3点目の質問になりますが、これらの避難場所の収容人員は、それぞれ何人を予測して、最大何人まで収容できると考えておられますか。また、屋内に収容できない避難者の対応や、要支援者、要介護者、障害者、妊産婦、乳幼児等々、要配慮者への対応策はどこまでできていますか。また、避難所には収容人数に応じた必要生活物資、仮設トイレや簡易ベッドなど、避難所としての備蓄品の整備が必要かと思いますが、どこまでできておられますか。というのが3点目の質問でございます。

次に、4点目で最後の質問になりますが、大竹市地域防災計画は、第2章の災害予防計画、第3章の災害応急対策計画、第4章の災害復旧計画が定められております。実際に災害が発生した場合の市職員、住民、民間事業者等がそれぞれの分野でどのように行動するのか等、対応指針を示す防災マニュアルの作成を検討することになっておりますが、現在その作成作業の状況はどのようになっていますか。

以上、南海トラフ巨大地震の災害対策について。

- ①臨時情報が発表された場合の対応について。
- ②津波浸水シールの提案について。
- ③避難計画における最大収容人数の想定と、避難所備蓄品整備の状況について。
- ④防災マニュアルの作成について。

の4点につきまして、壇上での質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 安全なまち、安心できる暮らしは、市民の皆様方の生活の根幹をなすものでございます。昨年の豪雨災害を教訓として、御質問の南海トラフ地震を初め、いざというときにどう身を守るのか。想定外はないという考えの中で、対策には限りがございますが、今のうちからできることの備えをしていくことが大切であろうかと思います。御提案、御指摘をいただきありがとうございます。

それでは、賀屋議員の南海トラフ巨大地震の災害対策についてお答えいたします。

1点目の、気象庁から臨時情報が発表された場合の対応についてでございます。臨時情報は、想定震源域内でマグニチュード7.0以上の地震が発生するなど、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、次の大規模な地震発生に関連づけられるか、調査を開始した場合、または調査を継続している場合に発表されます。気象庁から臨時情報が発表された場合は、次の巨大地震の発生率が非常に高くなっている状態で、巨大地震が起きた場合の被害を最小限にとどめるよう、備えておく必要がございます。

本市では、地震の揺れだけでは避難情報を発令していませんので、大きな地震が発生した後の対応となり、津波発生時には警報レベルに応じた避難情報を発令することとなります。津波への警戒や地震による斜面崩壊の危険性、また耐震性のない家屋倒壊の危険性など、住んでいる状況により対応が変わってまいります。そのため、市民の皆様に対しては、

市の情報伝達手段を最大限利用して警戒意識を高めてもらうよう、周知に努めるとともに、自治会や自主防災会を通じて各自で次の巨大地震への備えを万全にしていだけるよう、繰り返し啓発してまいります。

2点目の、津波浸水シールの張りつけの提案についてでございます。県内沿岸部の2市1町で同様の取り組みがされていると伺っています。本市でも住民の防災意識の向上につながる重要な取り組みと捉えていますので、先進地の状況を確認し、どのような形で実施することが効果的か検討してまいります。

続きまして、3点目の避難計画における最大収容人数の想定と、避難所備蓄品整備の状況についてでございます。災害が発生したときに避難する施設には、緊急かつ早急な避難を行うための避難場所と、危機的な状況を脱した後に長期的な避難を余儀なくされた方が滞在する避難所がございます。地震の揺れであれば、市が指定する避難場所以外に近くの広場や駐車場なども避難場所になり得ます。また、津波の場合は、2階以上の頑丈な高い建物や、高台に早急に逃げるのが前提となります。そのため、緊急度が高い災害時には収容人数で表現することは非常に難しいものとなります。

市の避難施設の収容スペースは、1人当たり2平方メートルで想定しています。しかし、緊急時にはスペースを少なくすることでより多くの方が避難できますので、地域防災計画には、最大人数の記載はしていません。当然、1カ所に何千人も押し寄せてくれば、入り切れなくなりますので、議員が懸念されますように、ある程度の収容人数の目安を示すことは必要であると考えています。

要支援者の対応は、これまで要支援者のケアができる民間の特別養護老人ホームなどの2カ所を福祉避難所として指定していました。1月に介護付き有料老人ホームを新たに指定しましたので、現在、福祉避難所は3カ所となっています。

これら避難施設の生活物資などの備えは、毎年度更新するとともに、段階的に整えており、新年度予算においても備品や消耗品の計上をしております。使用頻度が低い上、消費期限のある備蓄食料品、その他、生活物資などは、万が一に備えるためのものとはいえ、全ての避難場所で対応が可能になるよう備えることは、財政的にも、保管場所的にも困難な状況でございます。このため、民間事業所と物資支援の協定を締結するなどして、補えるような体制を整えているところでございます。また、災害が大規模になれば、避難者に行き渡る物資が当然不足してきます。手ぶらで避難するのではなく、最低限の非常用食料や、毛布、クッションなどを持って避難できる体制を整えていただくよう、お願いしているところでございます。また、大規模な災害が発生した場合には、地域の施設、設備だけでは全ての避難者に対応できませんので、広域的な支援要請を行い、国や県とも連携して対応するものとなります。

4点目の防災マニュアルの作成状況についてでございます。市では、大竹市地域防災計画に基づき、職員に対して災害対応マニュアルや大規模地震発生時の初動対応マニュアルを作成し、災害時の行動指針を示しています。また、住民や民間事業者などへは、基本的には大竹市地域防災計画によって対応を示していくこととなります。しかし、長期的な避難所の運営や、支援物資の受け入れなどに関する詳細なマニュアルは、整備が十分でない

ものもあり、これからの課題として早期に確立しなければならないものと考えています。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○4番（賀屋幸治） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

何点かまた御質問していきたいと思いますが、確かに、まず事前情報だけで避難勧告あるいは避難指示を出すというところまで、どこの自治体も決めてはないというふうに向っております。それは、場合によっては空振りにもなるでしょうし、今度、避難指示なりを出した場合に解除するタイミングがなかなか難しいということになるかと思えます。さりとて、先ほど壇上で申しましたように、南海トラフ地震というのは、突然にやってくるわけですが、前兆があり、またあれだけの大きな地震になりますと、東日本大震災のときでも、3月11日以降にも、3日間、あるいは1週間の範囲にわたって震度6強ぐらいの地震が、長野県であったり、新潟県、秋田県、茨城県、福島県、連動して各地の地震を誘発しております。本震に対する余震もずっと続いておったりして、なかなか、当然、被災はしてまわすけども、津波につかかってないところでも家には帰れないという状況がありました。また、約3年前の熊本地震においても、事前の地震よりも後の余震のほうが大きかったということで、家に帰って、さらに大きな地震で被災して犠牲になったという方がほとんどでございます。そういった状況もありますので、解除するというのもなかなか難しい状況になるかと思えます。

そういう中でどうしても避難生活を余儀なくされるという事態が起こってくると思えます。また、南海トラフの場合は、この沿岸といいますか、地域全体が、西日本の全体がそういった被災をするということでございますので、例えば、隣の廿日市市、岩国市から応援してもらおうとかということも恐らく不可能であろうと思えます。大竹市よりも大きな被災をするかもわかりませんし、ということになると、なかなか援助物資、あるいは援助隊が来るということも、時間もかかるし、確約がなかなかとれない。そういう中で、いわゆる生活インフラ、電気がとまり水道もとまると。そういう、交通手段も、場合によっては通信手段もないという中で、途方に暮れながらも生きていかないといけない。

そういう中で、いわゆる避難所、体育館にひしめいて、避難をしてくれているわけですから、それは皆さん我慢されて、協力し合うということにはなるかと思えますけども、プライバシーの問題であるとか、それぞれの個々の体調の問題であるとか、非常にその避難生活というのは、その人、人に大変な苦難を与えるというのは目に見えております。

そういう中で、ある程度想定はできる対策、対応については、当然、あらかじめ決めておくということをしていないといけないかということについては、準備をしておくということが求められておるわけでございますけども、その中で、やはり一番は人命をいかにして守るかということでございます。地方自治体の使命としては、生命、身体並びに財産を保護するというのがございますけども、財産は保護できないと思えます。身体もけがをされるかもわかりません。しかし、生命だけは何とか守り抜くという覚悟がないと、この南海トラフ、想定されているこの地震には対応できていけないのではないかというふうに考えます。

そこで、地震や津波による犠牲者を出さない取り組みとして、巨大地震の備えを万全にするためにも、確実な避難行動をとるということが、壇上でも話ししましたけども、重要ではないかということ、どうしたら危機意識が高められるかということになりますが、津波につきましては、先ほど提案させていただきました津波の浸水シールということで一定の意識改革はできるのではないかと思います、しかし課題は、倒壊する可能性の高い、耐震性のない3,086戸の住宅であろうと思います。そこで、この3,086戸の住宅の住所、居住者などが特定されているのか。どの家その対象なのか、56年以前の、いわゆる耐震性のない住宅なのかというのが、数字が出て以上数えてるということですので、どういうふうに数えたのか、どこの家なのかということが特定、まずできるかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） ただいまの耐震性のない住宅の特定方法についての御質問にお答えいたします。

耐震性のない住宅といいますのは、昭和56年以前に建てられました旧耐震基準の住宅の居住者等が該当することとなります。こういった個別の事案につきましては、現在、特定ということはしておりません。総合的な数での特定はしているんですが、個別対応というのはまだしてない状況です。

考えられる特定方法としましては、固定資産台帳や住民基本台帳、こういったものから1件ずつ抽出していくことがあります。しかし、所有者と居住者が違う場合もありますし、個人情報の開示が可能かどうかというような課題もございます。居住者の特定に係る人員や時間が膨大になるということも考えられますので、作業自体が非常にハードルが高いものと認識しております。このため、別な方法としましては、毎年、市の広報で、家屋の耐震調査、または改修についての補助金の御案内をしております。あと、以前、賀屋議員からも御提案がございました耐震シェルターの導入の補助、こういったことも広報において周知しているところでございますので、そういった機会を利用しまして、文面の中に注意喚起を含めた啓発方法が可能ではないかと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○4番（賀屋幸治） ありがとうございます。

今、耐震シェルターの話も出ましたけども、もし特定ができるのであれば、その3,086戸の住民の方に、居住者の方に、いわゆる倒壊家屋の危険性を周知して、まず、さっきにも紹介ありましたような、倒壊を防ぐための耐震補強工事という方法がありますよ。これも補助が出ますよ。それであっても次にだめであれば、耐震工事をしていただけないということになれば、次に、もし2階建てなら2階のほうで就寝してくださいと。1階では地震による倒壊で潰れて、犠牲になるケースが多いんですよということを周知していく。それでももう、足が悪いから2階には上がれんよという方におかれましては、さっき紹介いただきました耐震シェルターの設置という補助もございますので、そういった形で、もし倒壊家屋での避難ができないという状況であられる方は、そういった対応が必要ではない

かなというふうに思います。そういった、できるだけ3,086戸の倒壊による犠牲者を出さないための取り組みを、今後もしっかりお願いしていきたいと思います。

続いて2点目の、先ほどの津波浸水シールのことでございますけども、先日、月曜日ですか、テレビのニュースで、広島県も港湾課のほうで全体の津波浸水ハザードマップ。今までは30センチまでの浸水エリア、それと30センチから1メートル、1メートルから2メートル、2メートル以上という色分けで、既に津波ハザードマップというのができておまして、各家庭にもこういうもので配られているということで、周知はされておると思いますが、非常に図面が小さく、また大ざっぱな色分けなんで、それを先日、改めて浸水深さを10センチ単位で見直しをして、公表するというでニュースで報道されてきました。そういうことでより詳細な情報を今度は入手できると思いますけども、一番はやはり目で見てすぐにここまで来るんだなということの認識、確認ができるような、わかりやすい表示の仕方のほうが理解してもらいやすいのではないかとこのように思いますので、一つよろしくお願ひします。

それで、3点目の質問についてでございますけども、避難場所の想定人数、収容人数のことになりますけども、大体、避難するということになると、家庭でどこへ逃げようか、もしそういうときにはどこへ行こうかということは、それぞれの家庭で十分話し合いがされている。また、してもらわないと困るわけですけども。そのときに近くの避難所ですよということになると、例えば、私は玖波1丁目ですから、近くではまずコミュニティサロン玖波、玖波公民館ということになりますけども、玖波公民館は耐震性もないし、津波の浸水範囲にもなりますんで、この南海トラフの場合は、まずはコミュニティサロン玖波かなと。そういう形でコミュニティサロン玖波へ集中して、とてもじゃないけども入り切れないということも想定、当然されますんで、それじゃあ中学校にするか、小学校にするか、それにしてもどれぐらい人数が収容できるのか、入るのか。やっぱり収容力が大きいほうが、行ってもはじかれる危険性は少ないのではないかとこのように考えますので、例えば、中学校なら何人まで、小学校なら何人まで可能ということがあらかじめわかっておれば、そういう心づもりで避難される方もおられると思うんですが、そういうことに向けてスムーズな避難行動がとれるように、これは何人使用できるのかということになりますと、先ほど答弁ありました1人当たり2平米で割り当てた場合ということでございますけども。当然、地震発生時でパニック状態のときに、まず自分の命を、あるいは家族の命を守らないといけませんので、どんな場所でも、どんな狭くても少々のことなら避難していくと思うんですけども。それが先ほど言いましたように、何日も続くということになると、何日もそういう場所で避難生活を送れませんから、当然その避難所での居住スペースというものがどういう形で設定されるのか、それによって何人まで収容できるのかということになるかと思っておりますので、この収容の算定をして、公表なりをしてもらえばと思います。そういうことがまず可能かどうかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 避難所の想定人数の表示ということでございます。

先ほど答弁のほうにもありましたように、なかなか特定して、ここの避難所が何人とい

うふうに特定してしまうというのは難しい部分がございます。ただ、一般的に、先ほど御説明しましたように1人当たり2平方メートルという形で算定してる数値であらわすということであれば、例えば、想定できる人数の指標というものを、各個別の施設に表示するという事は可能と考えております。

現在、その1人当たり2平方メートルで算定してる数値で計算をしてみますと、今、市が管理する避難場所、これは25施設あるわけですが、地震の場合25施設で約1万200人収容できるという形になっています。また、地域で管理する避難場所もありますので、こちらは15施設で1,000人と設定しております。津波が来た場合はこれより限定されてきますので、避難可能な建物という形で市が管理する避難場所としては19施設になります。こちらでは約5,000人。地域で管理する避難場所では13施設、約800人となっていますので、これらを個別であらわした表示というのは、これからどのように表示していけばいいのかという事は検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○4番（賀屋幸治） ありがとうございます。

当然、こうやってある程度の収容人数の目安がわかれば、当然、家族単位で避難をしていくわけですから、自分たちはもう体育館で避難生活をするのは難しいんで、いわゆるテントを用意して、グラウンドで避難生活を送ろうじゃないとか。多くは車の中で避難生活を送られたというケースが多いようですけども、車というのはエコノミークラス症候群になって、それが原因でまた逆に災害関連死という方向になる可能性もありますので、できるだけ足が伸ばして休めるスペースというのを確保する必要があるんじゃないかと思っております。いずれにしてもそういったことも含めて広場でも、野外でもどういう形で避難所として運営していけるのかということも含めて、しっかり検討させていただきたいと思っております。

それと、要配慮者の対応でございますけども、福祉避難所が、先ほどの答弁で2カ所あったやつ、もう1カ所加えてということでございますけども。既にそういう施設が空であればいいんですけども、今、入所されてる方おられると思うんで、そこへ、改めて福祉避難所のほうにその要配慮の方が入るということになると、また定員の問題もあるかもわかりませんが、まずどれぐらいの、その市内にそういった要配慮の方、障害者の方であるとか、あるいは在宅介護をされてる方とか、どれぐらいおられるのかという把握はしておられますか。

そのことと、また先ほどの福祉避難所に受けてもらいますよということになってるでしょうけども、じゃあ何人までそこへ受けれるんでしょうか。当然、全て受けれるというふうには思えませんけども。その辺どうのように対応されるのかというのをわかれば、お聞きしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 要配慮者の福祉避難所の受け入れの対応、または市内に要配慮の方が何人いらっしゃるかということの把握の状況でございますが、まず、要支援者、要介護者という形であれば、介護認定等を受けてる方という形で把握はできておりますが、この方々が全て福祉避難所等に避難されて来られる方ということで、イコールと

はならないということですので、対象者の総数というのは把握はできておりません。被害時には対象となりそうな方が、各避難場所に避難されてきてまして、その際に要支援者としての判定を行う形になります。そういったときには、現在の介護システムのほうで介護認定の検索をしまして、実際に保健師等を派遣して、確認をするというような対応をしているところでございます。

また、福祉避難所、現在3施設用意させていただいてるんですが、そちらのほうでの受け入れ可能人数ということでございます。福祉避難所は民間施設と提携をしまして、緊急時に要支援者を受け入れていただけるようになっているものです。そのときの施設管理スタッフの配置状況、または空きベッド数によっても受け入れに変動が生じてきますので、特定の人数を定めているということではありません。また、大規模災害時の避難所想定ではありませんので、基本的には台風や特定地域の土砂災害等が起きた場合の避難所という位置づけとなっています。

受け入れ可能想定としましては、フロア等に収容できるだけであれば、ある程度の人数は確保できると思われるんですが、ただベッドや介護食というのが必要であるということが予想されますので、そういった方の基本的な介護は付添人の方にさせていただくということになりますので、そういったスペースを考えますと、なかなか施設の中でのスペースを用意するというのが難しいという部分がございますので、実際には各施設で数名程度という形になっております。それ以外の方であれば、市域で対応できる施設、ほかに指定している以外の老人ホーム等をお願いするという方法もございまして、市の施設の中で大災害時には段ボールベッドとか、他の自治体等の人員派遣の要請を行って対応せざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。5回目、最後です。

○4番（賀屋幸治） 一問一答でやってますよね。わかりました。ありがとうございます。

大変な御苦労があるし、またいろんな想定をしていく中で準備を今からどのようにするかということを決めないといけないという状況の中で、本当にいろんな条件の中で、計画なりマニュアルをつくっていかないといけないんだろうと思います。

それで、4点目として、そういった災害対応に対して、マニュアルをつくるようになっておりますけども、実際に地域防災計画というのは皆さん御存じかと思っておりますけども、これは震災対策編ということで、こんな分厚い中身がぎっしり、いろんな計画なり、対策なり、書かれておりますけども、これが絵に描いた餅にならないように、具体的にこれをどう生かして、何をどうするのかという、いわゆる行動マニュアルというものができていないと、どう動いたらいいのかということもスムーズにいかないんだろうと思います。ということで、この中にも、いわゆる行動マニュアルの作成をするようになっているわけがございますけども、この行動マニュアルは何種類ぐらいあって、どれぐらいの時間がかかるかと想定されるのか。多くの課題の対処について、作成作業をしなければいけないと考えますけども、この防災対策を強化するというためには、現在の総務課の危機管理体制だけの人員では、非常に厳しいんじゃないかと心配しております。これは市内72自治会に、それ

それ既に自主防災会ができるところもありますし、まだのところもあります。こういったところを含めて防災意識を高めて、防災活動、防災訓練をしたり、そういう避難訓練をしたり、そういう全体の活動を強化していくためには、現在の人員でどれぐらい時間があつたらできるのかなど。非常に不安に感じます。南海トラフ地震が3年後ですよとかということがもうわかっておれば、それはそれなりの計画といたしますか、工程でいいかと思えますけども。いつ来るかわからない、あしたかもわからん、来週かもわからんという、こういった中で本当に急がれるものを早急につくる必要がある。というふうに考えます。

平成31年度の当初予算でも災害に強いまちをつくるために減災・防災予算を、充実させるということでの予算組みになっておられますけども、果たして今度、体制として今の体制で早急な対応が本当にできるんだろうかということをご心配しております。例えば、他の市町であれば、いわゆる防災のプロですよ、そういうところから人員交流をして、派遣をしていただいて、いわゆる防災体制がしっかり確立していくと。全てではないですが、そういった体制をとっておられるところが多いのではないかと思います。大竹市にあっても、消防のほうから一人、県警のほうから一人、お見えになっておりますけども。何といたっても防災のプロということになると自衛隊のそういった災害派遣なり、経験をされた部署の危機管理を得意とするプロの方をお招きして、体制の強化を図るという方法もあるんだろうというふうに考えますけども、そのあたりのことについて。

最後でございますので、マニュアルが何種類ぐらいあつて、どれぐらい今、時間がかかるかということと、防災体制について御答弁いただきたいと思えます。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） まず、行動マニュアル等についての御質問でございます。

なかなかどのぐらいの数で、それを今からつくる時間はどのぐらい要するかということについて、非常にお答えすることが難しいのではないかと感じております。詳細なマニュアルを含めると、非常に多くのマニュアルをつくっていく必要があると思えます。

ただ、今その中で優先順位をつけて取りかかる必要があると思えますので、現在、作成計画を立てている主なものとしましては、避難所の運営マニュアル、これは地域の方が避難されたときに、そこで地域自治、避難所自治というものを立ち上げていただいて、避難生活を送る上での必要事項としての運営、こういったものをしていただくようなマニュアルとなります。あとは、外部からの支援物資等が入ってきますので、そういったものの受け入れ体制、こういったものを考える支援物資受け入れマニュアル。または、他機関、他の自治体等からの支援人員、こういった方々を受け入れる体制をつくる支援人員等の受援体制のマニュアルというのが、早急に確立していかないといけないものであると考えております。

今後は、これらのマニュアルを早期に完成を目指していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 私のほうからは防災の人員体制ということでの御答をさせていただきたいというふうに思えます。

これまでも市の防災対策を強化するために、市の機構であるとか、それから災害時の災害対策本部の運営対策の見直しというのは行ってきたところでございます。先ほど議員も言われましたように、現在、危機管理監が1名、それから防災担当職員2名のほか、消防本部から1名、県警本部からも1名の協力をいただいております。芸予地震当時は、実は今の総務課の防災係というところには担当制をしいておりまして、こういう専門の係というのはございませんでした。平成13年から、今、平成30年、17年の間にこういう体制に変わってきたという事実がございます。今後、どういうふうに変わっていくべきなのかというのは、考えていかなければいけないというふうに思います。

災害が発生したときの対応といたしましては、災害発生いたしましたら基本的には災害対策本部というものが行うわけでございますけれども、通常時におきましては、災害時の体制の構築業務であるとか、自主防災組織、それから自治会、自主防災リーダーの活動支援とか、それから災害が発生する際の住民の行動、そういった部分の啓発でありますとか、先ほど申されましたように訓練の実施というものが考えられます。それをどういった形でやっていくのか、その手法はどうなのか、そのためにどういう人数が要するのかというところを考えながらやっていかなければいけないと思います。

防災対策というのは、住民の協力なしにやっていくこと、市の業務としてやっていくことは不可能でございますので、市の職員だけではなかなか難しいということがございますので、当然そのときには、それぞれの自主防災会であるとか、自主防災リーダーとか、そういった協力を得ながら進めていかなければいけないというふうに思っております。そういった職員に限られた中で、そういった防災体制、ほかの業務もございまして、そこでの兼ね合いも考えながら、今後も考えていかなければいけないと。

それから、先ほど自衛官というような話もあったと思うんですが、過去にそういった部分、紹介もいただいたことがございます。防衛省のほうからこういった専門官がいるよというような話もございました。今からもしそういうのを採用していくとなると、こちらから申し出て、実際に採用となるのが、今最短でいけば4月に申し出ても、来年のその次の年ということになるかと思っております。そういった部分も加味しながら、またそれを採用したときに、どういった体制がいいのか、危機管理監もいて、また自衛官もいて、消防もいて、警察官もいるという状況の中でどういう取りまとめが必要なのかという問題も出てまいりますので、そういった部分もやっぱり検討する必要があるかなというふうに思っております。

いずれにしましても、今後もよりよい人員体制ということを、事務事業に合わせてどういったふうにしていけばいいのかというのを考えながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 終わりです。

賀屋議員。

○4番（賀屋幸治） 大変ありがとうございました。

防災というのは、切りがないほど仕事があろうかと思っております。職員人数が少ない中で、本当に頑張っておられますし、さりとてもし。

- 議長（児玉朋也） 賀屋議員、短目をお願いします。5回終了しております。
- 4番（賀屋幸治） 災害が起こった場合には犠牲者が出れば、職員が一番大変な立場に。
- 議長（児玉朋也） 賀屋議員、終わってください。
- 4番（賀屋幸治） なりますので、ぜひともそこら辺も含めて今後ともよろしくお願ひしたいと思います。終わります。
- 議長（児玉朋也） 続いて、9番、網谷芳孝議員。

〔9番 網谷芳孝議員 登壇〕

- 9番（網谷芳孝） 皆さん、おはようございます。9番、暁、網谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

きょうの質問でございますが、社会教育施設等の再編基本方針についてでございますが、再編基本方針では、平成24年3月に13の施設が総論として作成されております。また、平成27年4月には、新たな3施設がプラスされまして、16の施設が各論として発表されております。そのような中で、平成29年3月には、これから30年間を目標としまして、総延べ床面積を20%削減するという大竹市公共施設等総合管理計画も発表されております。

以上のように、全国的にも将来的には人口の減少、本市の人口も減少するとともに、まだまだ少子高齢化も進んでいき、今現在、全ての社会教育施設、また公共施設等の維持管理を行うことは大変難しいことはよく理解しておるところでございます。したがって、再編基本方針または総合管理計画はいたし方のないのが実情だと思ひ、反対するものではございません。

したがって、今回の質問は、社会施設等の再編基本方針に特化しまして問題点についての将来的な計画の中で、行政サイドからの目線、または地域住民からの要望等も示しながら質問提示してまいりたいと思ひます。

そうした中で、再編基本方針の対象施設の中でも総合市民会館、総合体育館、図書館の施設は、将来も方向性として存続という形で結論づけられており、社会教育施設の拠点施設としての位置づけとし、ほかの施設と有機的に連携させることとうたわれております。また、大竹会館は、大竹会館改築事業として、旧館、新館を解体し、建てかえることが決定され、平成33年度新築利用開始に向けて既に動き出しております。また、既に廃止の方向性であった小方公民館は改修され、地域福祉会館として1階部分には大竹シルバー人材センターが入り、昨年4月より供用開始されておりますことは、皆さん御承知と思ひます。そのようなことから、再編基本計画も少しずつではあります、着々と進んでいるものと思われま。

そのほかにも11の再編検討の対象施設として上げられている施設がございますが、その中でも私一番気になっているところが、公民館の問題が大変気になっているところがございます。国のほうでも、人生100歳時代などと捉えられており、また、2025年問題では、団塊世代の方が後期高齢者の仲間入り時期に入ることですので、まだまだ数年間は高齢者がふえることは確かなようでございます。そうした状況を考えれば、特に高齢者が多く参加利用している公民館活動の拠点である公民館は、大変重要な施設であるというこ

とは言うまでもございません。

そのような中で、再編検討の対象施設とされているのが、小方公民館、栄公民館、玖波公民館の3施設でございます。小方公民館は先ほど述べましたとおり、地域福祉会館おがたピアとして再出発しております。次に、栄公民館でございますが、再編基本方針の中では、大竹駅自由通路が完成した時点で、まちのあり方が変わる可能性があるということから、自由通路が完成した後に本格的な協議が始まるものというふうに、私は解釈しております。

そのような中で、玖波公民館だけは、将来的な方向性としましては、当面は存続と記されているだけで、昨年の私の決算特別委員会での執行部への質問の中でも、今は白紙の状態であり、何も考えていないという答弁でございました。ただ、方向性の事業計画の着手の予定としましては、総合計画期間、すなわち平成32年度までに策定すると明記されており、それ以上のことは何も示されていないのが実情でございます。地域住民にとりましては、玖波公民館のこれからの方向性については、大変心配しているところでございます。

そうした中で、皆さん御承知だと思いますが、平成27年3月の、4年前には、玖波公民館の公民館活動が、全国一の最優秀公民館に選ばれたことは、皆さん御承知と思います。

そのような中で、今現在も他県、または多くの市町からの視察の要請がひっきりなしにあると聞いております。大変忙しい中でも受け入れられております。それと同時に、公民館活動として大変多くの活動をされております。そのようなことから、多くの市民の皆さんも、玖波地区以外の市民の皆さんも大変認めているところではないでしょうか。

そうした中、玖波公民館は建築後45年たっており、もちろん、今の耐震基準値以下でございます。あちらこちらの修繕箇所も目立ってきており、大変、老朽化も進んでおります。そのようなことから、早急に方向性を考える準備に入る必要があるのではないかと思います。

したがって、これからの近い将来、決まるであろう玖波公民館の方向性についての施設としては、地域住民の方たちがどうしても必要として譲れない条件としましては、先ほども申し述べましたとおり、大変多くの活動の中には、年に何回か、600人前後の大イベントが行われております。そうした状況の中で、以上のようなイベントができる施設がなくなるような事態になれば、沿岸部である大竹市の東玄関口でございます玖波地区にとりましては、数年前のスーパー撤退問題もございます。そのようなことから、今以上に衰退に加速がつくのが目に見えております。玖波地区だけの衰退にとどまらず、隣の小方地区、または大竹地区にも連鎖しまして、大竹市全体の衰退につながるのではないかと思われます。

そのようなことから、大変な老朽化も進んでいることは申しましたが、地域住民としましての要望としましては、現在地の建てかえができればこれにこしたことはございません。ただ、冒頭に申しましたとおり、社会教育施設再編計画、また公共施設管理計画に鑑みますと、大変な矛盾が生じるわけでございます。大変難しい判断になるかと思いますが、以上のようなわけで、昨年の段階では白紙の状態である。今は何も考えてないということでございますが、それ以後何か方向性なりございましたら、教えていただければと思

います。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、登壇での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 公共施設の面積を30年かけて20%削減する。大変、言葉では優しいんですが、実現するには容易なことではないと思っております。これからの社会を見据えて、どのような形であれば皆様が生き生きと活動が続けられるのか、工夫と発想の転換をしながら一緒に考えてまいりたいというふうに思います。御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、網谷議員の御質問にお答えいたします。

なお、公民館の将来的な方向性につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

公共施設等総合管理計画は、人口減少、厳しい財政状況、施設の老朽化、利用需要の変化などを背景として、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減、標準化とともに、公共施設等の最適な配置を実施するための計画でございます。平成29年3月に策定した際、既に策定していました社会教育施設等の再編基本方針の総論は、この計画に溶け込ませました。各論もこの計画に基づいた施設ごとの計画に引き継がれることとなります。

本市では、昭和29年の市政施行以来、多くの公共施設等を整備して参りました。これらの施設の老朽化が進み、改築や改修などにより、多額の財政負担が必要となってきています。これまでどおりに維持することも困難な状況であり、今後、施設の削減は避けられない問題でございます。議員御指摘のとおり、公共施設等総合管理計画では、道路などのインフラ施設を除く市が所有する全ての公共施設の総延べ床面積を、平成57年までの30年間で最低限20%削減する目標を立てています。平成27年度末時点の公共施設の総延べ床面積は、約16万平方メートルでございます。その後、新しい建物ができない場合でもその20%は3万2,000平方メートルと本庁舎4つ分にもなるかという大きさでございます。

30年間という長い期間ではありますが、これだけの面積を減らしていくことは容易ではありません。既に建物の機能を休廃止し、老朽化が進んだものは、必然的に削減対象になると考えていますが、それだけでは目標を達成することはできません。現段階で具体的な施設を上げているものではありませんが、公共施設等総合管理計画は、総論的な計画でございます。今後、長寿命化と統廃合を考える施設ごとの計画の策定に入っていく、それぞれの施設のあり方を考え、その方向性を検討していくこととなります。公共施設等総合管理計画に基づく延べ床面積の削減は、市広報のシリーズ、一緒に考えようでお伝えしているところでございます。

今後も、なぜ縮減していかなければならないのかという根本はもちろんでございますが、特に削減、集約化の対象となった施設については、施設面積は減少させながらも、機能は充実させていくという、縮充の考え方を中心に、丁寧に説明してまいりたいと考えています。

以上で、網谷議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、網谷議員の公民館の将来的な方向性についての御質問にお答えいたします。

公民館は、地域の特性を生かし、地域の学習や地域づくりを支援することにより、みずからの暮らしや、地域を豊かにする役割を担っています。教育委員会におきましても、市民の皆様と行政とがともに考え、お互いの役割を担う協働のまちづくりを目指し、大竹を愛する人づくり、地域を担う人づくりを行っていくために、公民館の活動は今後とも非常に重要であると認識しております。

さて、公民館を含む社会教育施設等の今後の方向性につきましては、平成27年4月に策定されました社会教育施設等の再編基本方針の各論において、施設ごとに存続、当面存続、廃止という方向性が示されております。このうち玖波公民館及び栄公民館につきましては、当面存続とされており、第5次大竹市総合計画後期基本計画の期限である平成32年度末までは原則存続とし、次期基本計画の策定までに再び方向性を検討することにしております。

今後、公民館ごとに、改めて管理運営状況や利用状況などを分析し、課題を整理した上で施設の方向性について、緊張感を持って検討してまいりたいと考えております。現時点では、その方向性について申し上げることはできませんが、しばらくの間は現在の公民館を安全に、また快適に利用していただけるよう、点検や修繕などを適切に実施しながら施設設備の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上で、網谷議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 網谷議員。

○9番（網谷芳孝） 市長さん、教育長さん、答弁ありがとうございます。ありがとうございますと言いながらすっかりした答弁が聞くことはできなかったんですが、執行部としては無理のないところとは思いますが、30年間で20%の削減ということは大きくうたわれております中での私の質問ではございますが、それと考へまして、私も遠慮してから質問しとるわけでございます。というのも、現在地で建てかえるのがベストでございますが、それは少し遠慮させていただきまして、また次の策と申しますか、次の計画と申しますか、そのようなところをちょっと私なりに触れさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

市長、教育長も今ははっきりとした答弁はできないということなんで、それぞれに私自身の考え方を披露させていただければと思います。

先ほども申しましたとおり、大変活発な、今、特に玖波公民館は活動をされております。スタッフの皆さんはもちろんのこと、それに呼応しますと申しますか、大変多くの、大半は高齢者の方ではございますが、参加されており、生きがいと申しますか、本当に楽しみにされておるところでございます。

そのような中で、今までの公民館活動がいつまでもできる施設が必要なのは明白でございます。さりとして、先ほど申しましたように、今の玖波公民館は45年たとうとしております。もちろん耐震基準はございません。

そのようなことで、次に私が考えるのは、ほかに策があればよろしいのですが、私なりに考えることとしましてはコミュニティサロン玖波です。今のコミュニティサロン玖波の使用策が代替策と申しまして、代替策といいますかそれを活用できないかということでございます。今のコミュニティサロン玖波は建築22年という大変若い、まだ余りたっておりませんが、そこは初期投資といいますか、そういう形でいただきまして、今の公民館活動を実行する場合、今のコミュニティサロン玖波では到底不可能でございます。

そのようなことで、財源が関係してくるとは思いますが、コミュニティサロン玖波の建てかえの方向性で考えますと、ほとんどが解決すると私は考えております。財源ということは一番大事なことでございますが、そのようなことで、今このコミュニティサロン玖波の建てかえることを、私申しましたんですが、先ほどの市長、教育長の答弁でもございましたが、社会教育施設等の再編基本方針また公共施設等総合管理計画に照らし合わせても合致するではないかと思えます。

そこで、一応、具体的な私自身のお話をさせていただきましたんですが、このことに今私申しましたコミュニティサロン玖波を活用するのに当たり、建てかえるというふうな意味合いになるかと思えますが、そのことについて何か、質問といいますか、コメントがあればお願いします。

○議長（児玉朋也） どうぞ。

○生涯学習課長（柿本 剛） それでは、公民館とコミュニティサロン、類似施設統合できないかどうかという御質問だろうと思えます。

玖波公民館とコミュニティサロン玖波は、地域住民の皆さんが集まりまして、活動の場としていただいている類似の施設というふう感じております。玖波公民館が存続するという方向になりましたら、コミュニティサロン玖波と統合できないか、あわせて建てかえできないかという視点での検討は、これは必要になってくるんだろうと思えます。また、これ栄地区においても同様の視点が必要であろうかと思っております。ただ、敷地面積や駐車場の確保の点、それから避難場所として位置づけられている点、財源や維持管理費などの経費的な点など、さまざまな方向から総合的に考える必要があろうかと思っております。

類似施設が近くにある公民館の方向性につきましては、各地域のまちづくりそのものに影響する可能性がございますので、教育委員会だけではなく、関係各課を含めて検討していきたいと思っております。御提案どうもありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 網谷議員。

○9番（網谷芳孝） 今、検討するという言葉が出ましたので、私も気持ちが楽になったんですが、今のもう少しつけ加えますと、玖波公民館もコミュニティサロン玖波の場合も、どちらも避難場所になっとるんです。しかし、その災害対応としましては、今のコミュニティサロン玖波は全部クリアしとるんですが、玖波公民館の場合は、津波はだめ、もちろん高潮はだめ、地震はだめということでございますので、避難場所としても難しいところがございます。

現在地をもし、私の計画でいきますと、現在地で建てかえればこれにいうことはないんですが、もちろん今度は耐震性も、高潮のためにもかなりの底上げもできますし。ただ、

こちらにしましても大変な財源が必要でございます。その中で、今のコミュニティサロン玖波の場所と申しますか、位置的にはこの上ない位置の場所でございます。駅のすぐそば、それから高齢者の方が2号線を渡る必要もないし、それから若干駐車場の件はございますが、車で来る方は、高齢者の場合は余らないと私は予測しとるんですが、あるにこしたことはないんですがね。そのようなことで、避難場所にしろ、位置にしろ、この上ないところだと私は思います。ただ、財源が気にかかるところでございます。

そのようなことで、ぜひ検討してほしいところでございます。というのは、今現在の玖波公民館を、私の構想からいきますと、取り壊し、売却するにしろ、条件とすれば最高の土地の価値があるのではないかと、若干私もそういうふうに見ております。四方が全部道路に囲まれておりますし、平地でございますし、売却するのにも申し分ないのではないかと、私それを想像しておるわけでございますが、その売却価格にしろ、コミュニティサロン玖波の建設資金のかなりのプラス面になるんでないかというような方向で私は考えておまして、行政の、執行部の皆さんにお願いしとるところでございます。

以上のようなことで、公共施設等総合管理計画というのが、今時点でなければ、今の現在地をお願いするようなところでございますが、それを加味しますとどうしても施設を将来的にも減らさなければならぬという市の事情もございまして、そういうようなことも考えますと、今のコミュニティサロン玖波の位置、それから今、狭いようにも思いますが、まだまだ、もしコミュニティサロン玖波のほうに検討するようなことがあれば、いろんな方向性が出てくるのではないかと思います。今の道路に面した駐車場の問題、もう少し有効利用ができるんじゃないかというふうには私は考えております。十分、今の公民館活動はできるものと私は考えておりますので、どうかしっかり、先ほども申しましたように人生100歳時代でございます。ほとんどの公民館活動はどうしても、今の玖波の地域にとっては必要でございます。これがもしなくなるということになりますと衰退の加速が増すのではないかとございまして、何とかいまして大竹市の東側の玄関でございますので、幾ら小方、大竹の地域が活性化されても、ただ3分の1にございます玖波の地域が衰退するようなことがあれば、やはり連鎖的にもそういう影響が出るのではないかと、いうことを皆さん考えていただきまして、しっかり、大変お金の要ることでございまして、余りむちゃは言いませんが、しっかり検討していただく価値はあるのではないかと、いうことをお願いいたします。何かコメントがありましたら、最後にお願ひします。

○議長（児玉朋也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本 剛） ありがとうございます。

大竹市は、沿岸部では端から端までわずか六、七キロメートルということで、1つの地域とみなして公共施設の適正配置を含めて効率的にまちづくりができる自治体であろうかというふうに思います。この考え方は、公共施設等総合管理計画にも示されております。

この沿岸部は1つの地域という視点で考えた場合に、例えば、公民館についても将来的には拠点施設というふうに位置づけられております総合市民会館に集約するという方法も、これは1つの選択肢としてあるんだろうというふうに思います。ただ、現状では沿岸部においては公民館活動をされておられる皆様の中で、いわゆる我が地域といいますか、わが

まちと申しますか、そういった認識というのは合併前の行政区域である玖波、小方、大竹というふうに認識されているのではないかというふうに、そういった思いも感じております。また、公民館活動をされておられる方は、御指摘にありましたように高齢の方が多く、活動の場所が遠くなった場合にはその移動手段を確保できるのかどうか、そういった心配もござります。また、地域の子供たちにとっては居場所づくりの点ではどうなるのかといった心配も、これはござります。

大竹市全体のまちづくりという観点から、沿岸部を1つというふうに考えることが効率的であるという反面、現状では公民館活動の意識、活動範囲、これはそれぞれの地域にあるということで認識しておりますので、ここに隔たりあるんだろうと思います。

公民館を単に無くすると、廃止するというのではなくて、生涯学習課といたしましては、公民館活動の機能や役割を改めて分析いたしまして、どういう着地点が大竹市全体の幸せにつながり、市民の皆様の自主性を損なうことなく活動の維持、促進につながるのか、できるだけ双方成り立つような着地点を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 網谷議員。

○9番（網谷芳孝） 私、気持ちよく終わろうかなと思ったんですが、端から端まで大竹市が6キロということで、それに集約するという、確かに公共施設等総合管理計画には書かれております。それはまあ僕自身というもおかしいんですが、これは極論に近い議論ではないかというふうに私は思っております。それを現実のものとして捉えなければいけないんですが、それをこの場で議論されましたら、我々各地の住民としましては、大変厳しいものと感じざるを得ません。これを課長と申し合してもしょうがないんですが、とにかく、今、私が先ほど申しましたようなこと、しっかり今度、2年後ですか、丸2年というたらもう1年ぐらいで結論を出してもらわな困るんですが、今、私が質問しましたこと、しっかり参考にさせていただきまして決めていただければと思います。よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて、15番、山本孝三議員。

[15番 山本孝三議員 登壇]

○15番（山本孝三） 議場の皆さんにはお疲れとは思いますが、よろしく御協力お願いします。

私は今回の定例会において、3項目についての質問をさせていただくことになりました。市長の手元にはその趣旨が届いておると思うんですが。

最初の問題ですが、ことしは有権者にとりまして3つの選挙を経験する、非常に大事な年であります。4月には県議会議員の選挙があります。7月には参議院議員の選挙がござります。その後になろうかと思いますが、大竹市議会の選挙も予定されておるような状況で、我々の身近な暮らしの問題、医療や介護の問題、教育の問題、さらには国政に関しては、安倍政権のもとで憲法9条を変質させて、戦争ができる国づくりをさらに進めようとする、そういう時期だけに有権者にとりましては、非常に重要な年になろうかと思っております。そういったことを踏まえて質問をさせていただきます。

最初の問題ですが、今、安倍総理が意図される憲法9条の変質を目指して、自衛隊のさらなる強化、人員の確保を目指しての発言の中で、自衛隊募集業務に対して、全国の自治体の6割が協力してくれない、こういう発言をされたことが大きな政治問題になりました。

そこで、お伺いしますが、大竹市は自衛隊の募集業務にこれまでどのようにかかわってこられたのか、このことを端的にお伺いいたします。

かつては住民を戦時体制に駆り立てる、そういう役割を自治体が担わされ、悲惨なあの戦争の結果を生み出しました。今の憲法のもとでは、国と地方の関係は対等、平等だとされております。国や地方自治体が定めておる個人情報権利、その忠実な履行に基づけば、安倍総理がおっしゃるような地方自治体が自衛隊募集業務に協力をしないというふうな高圧的な発言は、私は当たらないと思うんですが、今申し上げましたように、大竹市として、この自衛隊募集業務にどうかかわってきたのか、まずそのことを明らかにしていただきたいと思っております。そしてまた、法律や条例に基づく個人情報の保護という、この立場について、市長としてどうお考えなのか、御意見を聞かせていただきたいと思っております。

2番目の問題ですが、働き方改革の関連法8つが昨年6月、国会で成立しました。そして、早い部分については、ことしの4月から実施される予定であります。遅くとも来年度4月1日から施行されるというふうなことになっておるようですが、この働き方改革に関して、私が一番、市長初め教育長にお伺いしたいことは、長時間労働の規制がやかましく論議されました。法的にもそのことの規制が厳しくなったように、私は理解いたしております。今、市の職員にしましても、正規、非正規というふうなことでの処遇が大きく異なっております。残業にしましてもどこまでを許容してきたのか。また、この働き方改革に伴っての法改正に基づいて、職員の残業等の改善、どうなるのか。とりわけ教職員については具体的な勤務時間、労働時間の規制がかかっているというふうにも指摘されておるんですが、大竹市の教育委員会として、教員の皆さんの実際の勤務の状態、労働時間をどのように把握されて、新たな法律に基づいての改善措置を考えておられるのか、示していただきたいと思っております。

処遇改善に関しましても、私は以前から子供を預かる保育士の処遇改善、このことを何回も本席を通じて、また委員会の議案審査を通じてお願いしてまいりましたが、今度の働き方改革の中で、その処遇の改善なり、人員の確保なり、国の援助のあり方、市の取り組みの目標なり、あればその内容を具体的に示していただきたいと思っております。

私がいろいろこれまで聞いた範囲では、例えば、保育士については正規と非正規では同じように子供に対する教育も含めた保育を行う者に、年間200万円以上の収入面での差額があります。こういう大きな差額について国のほうでは同一労働同一賃金というふうなことを、この働き方改革法案の審議の中で強調されてきましたが、一体こういう現場の正規と非正規の間の格差、どう改善されるのか。私自身心配をいたしておりますので、できる限り具体的な実態を示し、市としてのこれからの取り組みなり、法律に基づいて改善の措置が義務づけられた問題についても明らかにしていただきたいと思っております。

最後の問題ですが、漁業法が70年ぶりに国会で改定されたというふうには伝えられております。私ども日ごろ玖波や小方、そして阿多田。こうした地域での漁業者の皆さんが苦勞

されて、阿多田などではあたたハマチtoレモンというふうな全国でも非常においしい魚を育てるというふうなところまで、漁業者の皆さんの苦労があるわけですが。大竹市もこうした面では、漁業に依存した市民の皆さんの生業、生活、こういうことは歴史的にも非常に貴重な経験をお持ちのところですよ。

今回の漁業法の改定の内容について、我々は直接的には詳しい情報を手にすることができません。断片的に新聞、テレビ等の報道を通じて知る範囲のことしか理解が至らんわけですが、私が心配しているのは、阿多田や玖波、小方などの市内漁業者が、今回の漁業法の改定によってどういう影響を受けるのか、この辺のことを一つ、行政側として国なり県なり、漁業法の改定の内容、今後にわたる執行者の対応のあり方等についての指導なり、協議なり、あればあったでその場での受けとめ方、また、私がこれまで質問させていただく内容について、率直にお答えを願いたいと思っております。

登壇をしての質問は以上で終わります。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 国の法律改正について細かく勉強されていることにつきまして敬意をあらわします。御質問ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

2点目の働き方改革の1、学校における取り組み等につきましては後ほど教育長が答弁します。

まず1点目の自衛隊募集の要請についてです。募集事務については、現政権以前から自衛隊法第97条による法定受託事務として、自衛官等の募集事務の一部を防衛省と協力して行っており、市広報に記事を掲載しております。募集対象者の特定については、今年度も防衛省から自衛隊等の募集案内を郵便等により行いたいとの要請があり、住民基本台帳法第11条の規定に基づき対象者の閲覧を許可しているところでございます。防衛省からは、自衛隊法施行令第120条を根拠として、紙媒体または電子データでのリストの提供を求められておりますが、市町村が提供に応じる義務までは規定されておられません。そのため、多くの自治体がちゅうちょされておりますように、本市におきましても、現時点でリストを提供する考えには至っておりません。

2点目の働き方改革についてです。現在、国において長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などのため、働き方改革が進められております。昨年7月には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、今後は法律に基づき、さまざまな取り組みが行われることとなっております。

働き方改革を推進する中で、職員の労働環境にかかわる柱が2点ございます。

1つ目は、長時間労働の是正です。民間労働者の労働時間に上限を設け、上限を超えて労働させてはならないことや、有給休暇が年間10日間以上付与される職員に対し、最低5日は時季を指定して休暇を取得させなければならないことなどが、本年4月から使用者に義務づけられます。民間労働法制の改正に沿って、本年2月に国家公務員の人事院規則が

改正されたところであり、本市においても、長時間労働の上限設定など同様の措置を、現在検討しているところでございます。

2つ目は、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保です。働き方改革推進法では、パートタイム労働者などの不合理な待遇差を解消するための規定整備が行われております。公務職場においては、本庁や保育所などで任用される臨時職員や非常勤職員については、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、平成32年度から会計年度任用職員が、新たに制度化されることとなっています。会計年度任用職員制度は、これまで自治体によって、まちまちであった任用根拠を明確化、適正化するものです。現在、本市では給与や勤務条件など、さまざまな検討を行っているところであり、平成32年4月に向け、法の趣旨等を踏まえた対応を考えています。

3点目の漁業法の改正についてです。このたびの法改正の理由・目的でございますが、かつて、世界一を誇った我が国の漁業生産量は、ピーク時の半分以下に減少しており、水産庁の試算によれば、約30年後には漁業従事者が、現在の半分の7万人程度まで減少するとの予測がされております。

一方で、日本周辺には世界有数の漁場が広がり、漁業の潜在力は高いことから、水産業を魅力ある産業にし、国民の水産物を安定供給するため、資源管理や漁業生産に関する基本的制度の見直しが行われております。

主な改正内容として、新たな資源管理システムの構築、漁業許可制度の見直し、養殖・沿岸漁業の海面利用制度の見直し、漁区漁業調整委員会の委員選出方法等の見直しなどが挙げられます。

資源管理につきましては、漁獲割当制度により漁獲量の調整が行われる予定です。

漁業許可制度や養殖・沿岸漁業の海面利用の見直しは、若い漁業従事者など、地域内外からの新規参入がしやすくなることを意図したものでございます。ただし、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合には、既存の漁業権者に引き続き優先的に免許されることとなっております。

また、漁区漁業調整委員会の委員の選出方法等の見直しは、漁業者団体等からの推薦などを受けたものから、県議会の同意を得て、知事が選任する仕組みに変更されます。委員の過半数は漁業者、漁業従事者でなければならず、漁業者の意見が反映される仕組みとなっております。この改正法は2年以内に施行されますが、国において施行までに漁業関係者の意見を聞きながら制度をつくり上げると伺っております。

本市としましても今回の改正が漁業者にとって、明るい将来を切り開くものとなるよう、今後の動向を注視していきたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、山本議員の学校における働き方改革についての御質問にお答えいたします。

今日、教員の長時間勤務の解消や健康管理等が強く要請され、学校における働き方改革

の実現が求められています。子供たちと触れ合う時間を確保するなど、教員の働き方を見直し、教員の心にゆとりを保ち、人間性や創造性を高めることにより、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことを目指すものです。そのために、学校におきましては、入校、退校時刻を記録し、時間外勤務の実態把握に努めたり、定時退校日を設定し、一斉退校を促したりしています。また、部活動については、休養日を設定したり、部活動外部指導者を活用したりするなど、教員の負担軽減に努めています。また、会議や行事については、多くの時間と労力を費やすことのないように、進め方の効率化を図ったり、縮小、統合、廃止を検討したりしているところでございます。

教育委員会としましては、学校の事務的な業務につきましても、指導要録のデジタル化、報告書の公印省略など、軽減を図っているところでございます。また、人的支援として、学級支援員、読書活動推進員、部活動外部指導者等を配置し、業務の補助や分担等を行えるようにしています。さらに、夏季一斉閉庁日を3日間設定するなど、教員の休暇の確実な取得のための取り組みも行っています。

現在、このような業務改善の取り組みの中で、子供と向き合う時間がふえ、限られた時間で効率的に業務を行おうとする意識が高まったという教員の声を多く聞くようになりました。多様な学習内容や授業時間の増加が求められている状況においても、教員が指導力を高め、子供たち一人一人に確かな力をつけることができるように、今後も学校における働き方改革を進めていきたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時59分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

では、15番、山本議員の再質問から行います。

山本議員。

○15番（山本孝三） 自衛隊の募集業務にかかわる答弁をいただきましたが、前任者から自衛隊募集協力をやってるというお話でしたが、住民基本台帳の閲覧という場合は、閲覧の定義はどういうことになりますか。

それから、防衛大臣あるいは総務省等の要請とかあっても、自治体がそれに従う義務はないんだというふうに理解を、私自身もしてるし、またそのように法律等の解釈については政府見解もそうなるんですが、市としてそういうことを踏まえて、募集業務にどこまで協力しているのか、いまいちはっきりしませんので、もう一度その協力の中身につい

て答えてもらいたいんですが。

それで、私が質問をさせていただくに当たって、いろいろ全国各自治体の対応について勉強させてもらったり、政府見解がどうであったかというようなことを、古い情報をひもといて見る限りでは、自衛隊法97条や同施行令102条は、求めることができるというだけで、自治体に対する義務や強制力はないと。法的根拠がないのに個人情報保護法や大竹市個人情報保護条例に反することがあってはならないと思うんですが、そのことについてもう一度しっかりした答弁をお願いしたいんです。

それで、自衛隊からの個人情報提供要請について、衆議院で個人情報の保護に関する特別委員会が設置されて、国民一人一人の個人情報を保護するために法の制定をするということの議論の中で、当時の畠中誠二郎総務省自治行政局長が、住民基本台帳法には自衛隊への情報提供の規定はないと明言されております。これは特別委員会での答弁で。また、当時の石破、当時はまだ防衛省ではなくて防衛庁だったんですが、防衛庁の長官としての答弁で、自治体に防衛省が依頼をしても答えてもらえないのならいたし方ありません、こういう答弁を衆議院の個人情報の保護に関する特別委員会で、議会に対する説明をされとるんです。だから明らかに、自治体に、要請があってもそれに従う義務はないということ、今のような説明なり、答弁から推して知るべしやと思うんです。義務はないんだということ。

それで、市のほうでは、例えば、18歳の年齢の青年が何人おって、どういう名前で、どういう経歴の持ち主か、また22歳、25歳というふうな自衛隊の募集要項に沿った適齢者、そういう人たちの記載が、情報が住民基本台帳には載ってるわけです。これを閲覧することは認められても、それを筆記したり、記録をとってよしということにはなっていないように、私はこの住民基本台帳の第11条を読んでも、そんな文言はありませんよね。にもかかわらず、そこまで市として書き写して帰ってもらうのに、どこの部屋でおやりになるのか知らんが、自衛隊員として適齢だと思う市民の若者を、こういう格好で防衛省に、個人には無断でそういうことを提供するというのは、明らかに個人情報保護法にも市の条例に照らしても、問題があるんじゃないかと思うんですが、その認識はどういうふうにご考えておられるんですか。そんなことは無意識に、ただその、防衛省のほうから住民基本台帳を見してくれというて来られたから見せたまでよということじゃ済まんでしょう。それで、そういう事務に責任を持たれる総務課にしても、それから戸籍住民係の職員にしても、何らそういう意識はないんですか。もう一度答弁してください。

○副議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） まず最初に、前任者からというふうにご申し上げられましたので、ここは訂正をさせていただきます。以前からということ、基本的には自衛隊法が制定された当時からこちらの97条の規定によりまして、募集の事務を行ってたと、募集の事務の一部を行うとなっておりますので、その協力をしていたというふうにご考えていただけたらと思います。自衛隊法の97条1項は、都道府県知事及び市町村長は、政令に定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うという規定がございますので、それに基づいて協力を行っているというところがございます。

それから、住民基本台帳のほうは、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができるというふうになってございますので、これに基づいて閲覧をさせてと、法令で定める事務の遂行に必要だというふうに判断をして閲覧をさせているというところでございます。

その他につきましては、市民税務課長のほうから答えさせていただきます。

○副議長（細川雅子） どうぞ。

○市民税務課長（池田宗吾） それでは、住民基本台帳法に規定いたします閲覧制度について御説明いたします。

住民基本台帳の閲覧制度については、住民の居住関係を公証する制度として設けられているものでございますが、対象となる住民が氏名等により特定されている場合には住民票の写しの交付で対応することが適当だと思われまます。

他方、特定の住所、または一定の地域に居住する住民に係る居住関係について確認することにつきまして、正当な理由がある場合には、公証制度としての利用目的の範囲内として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を認めることが適当と思われまます。具体的には、閲覧請求できる場合を国及び地方公共団体が法令の定める事務、または業務を遂行する場合、あるいは世論調査や学術調査などのいわゆる社会調査のうち、公平性が高いものの対象者を抽出する場合等とされており、このことにつきましては住民基本台帳法第11条及び第11条の2に規定されているところでございます。

なお、閲覧に際しまして、写真機あるいは複写機で撮影、複写することは、プライバシーの侵害等、また撮影または複写は閲覧の概念を超えるというふうに理解し、適当ではないというふうに考えているところでございます。

○副議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 大竹市個人情報保護条例に沿っているかという御質問でございました。

大竹市個人情報保護条例には11条に保有個人情報の利用及び提供の制限というものがございませうが、その中に法令等に定めがある場合はその限りではないという文言がございませうので、規定に沿って事務をされていませうと考えております。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○15番（山本孝三） そうすると、国会で個人情報保護法を制定する際に、当時の総務省自治行政局長が、住民基本台帳法には自衛隊への情報提供の規定はありませう。これはどういふことになるんですか。変わったんですか。それから、石破茂防衛庁長官、当時の、強制力はないんだから自治体に防衛省や国のほうから依頼をしても、それに協力してもらえないならいたし方がありませうと、こういう国会で答弁もして説明してるんですよ。これ変わったんですか。

それから、住民基本台帳には閲覧は認めても、それを記録したり、写しとったりすることは認めちゃおらんじやないですか。それを大竹市は、防衛省から職員が来て、閲覧したいいうことで、はい閲覧してくださいと住民基本台帳を出して、どこの部屋でその記録と

ったり、写しとって帰るんか知らんけれども、適齢期の青年の住所、氏名、年齢を書いて帰る。そういうこと認めとるんでしょ、大竹市は。そこを聞いとるんです。閲覧の定義をどう考えておるんかを。閲覧とは見るだけ。それを写しとってみたり、用意したメモ帳に記録して帰るなんていうようなことが、書かりゃせんじゃないですか、この住民基本台帳の11条には。そこを聞いとるんですよ。だから国会で議論されてきた過程が、どっかの、いつかの時期に変わったというんならそういうふうに説明してください。それから、閲覧の定義をどういうことかということをしかり答弁してください。

○副議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） まず、安倍首相が言われた協力がいただけないというような話で、言われているのが情報提供、電子媒体であるとか、そういう紙媒体で、例えば、そういった名簿を。

○15番（山本孝三） 閲覧の定義をどういうことか。どういうふうに考えているのか。

○副議長（細川雅子） 市民税務課長。

○市民税務課長（池田宗吾） 先ほど御説明いたしましたけども、閲覧でございます。住民基本台帳法には、先ほど議員おっしゃられたことしかないわけなんですけど、我々として住民基本台帳に写真機あるいは複写機で撮影、複写することはプライバシーの侵害につながるおそれがあるというところが難しいと。撮影また複写ということが閲覧の概念を超えて適当ではないというふうに考えているところでございます。

〔発言する者あり〕

○副議長（細川雅子） 山本議員、発言を求めてから発言をお願いします。

閲覧についてはしかり答弁できたというふうに受けとめておりますが、それ以外で答弁ありますか。

山本議員。

○15番（山本孝三） 閲覧の定義とはどういうことかと聞いたら、写真に撮って帰ったりするようなことはいけんと。じゃあ筆記はどうなるんかということに答えちゃおらんね。筆記して帰るんでしょ。防衛省が来て。そんなことはこの基本台帳の11条にはないんですから。ないことを何で認めるかということの問題にしとる。担当の職員の皆さんがそういう認識じゃあ困るでしょう。国会の審議の過程でも、元防衛庁長官も、情報局長も、そういうことは認めておらんわけですから。ちゃんとしてください。質問者のほうは時間制限と回数制限があるんだからね。

○副議長（細川雅子） 副市長。

○副市長（太田勲男） 閲覧でございます。その場に持ち出さないで、その場で見て、それを調査等、これからのことに役立てるという意味でございます。

またそこで、書き写すということがどうかという御懸念でございます。国会等、いろいろな場でもこの論議が出ております。現実的には、私の記憶では国等からの質疑応答集であったか、それとも通達まではいってないかもわかりませんが、閲覧の概念は、先ほど申しました、撮影または複写は閲覧の概念を超えとるという回答であったように思っております。その状況の中で、他市も同じように電子媒体で出している地方公共団体もあるよ

うでございますが、閲覧で書き写させるというようなことをやっているのではないかと
思っております。

また、こういう法と法との解釈によって疑義が生じるようなことについては、今後、法
整備の中で整備していく問題だと考えております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○15番（山本孝三） 今のような答弁じゃ、とても筋が通らん思うんで、これだけ時間割い
ても困るんで、予算特別委員会もありますから、そこでまた議論をさせてもらいたいと思
います。

それで、次の問題に移ります。

働き方改革ということがやかましく議論されて、法律も制定して、4月1日から施行さ
れるものもあるし、来年度施行されるものもあるんですが、登壇して質問した際に基本的
なことをお伺いしましたが、特に教職員の労働時間の問題、それ今、大竹市で実態把握は
されとるんですか。されとるんならそのことを説明に加えて聞かせてもらいたい。

それから、これまでちょっと私も不勉強で、しかと理解してない部分があるんでお尋ね
するんですが、教職員の場合は非常に勤務の形態が複雑であったり、一般の製造業に従事
される人とは異なった勤務内容なので、時間制限をするという場合に、1日8時間だとい
ふふうに機械的に決めることができないというような問題もあって、国のほうでは残業すれ
ば残業代というふうに一般の製造業の従事者には払われるんですが、教職員の場合は残業
代としては払われておりませんよね。それにかわる措置として、教職員に対しては一定の
法的な措置がされておるといふふうに言われてるんですが、この教職員の過労死ぎりぎり
のところまで、またそれを超えるような労働時間。これが今大きな問題になつとるわけで、
教育委員会のほうで、その残業代として払われないけれども、所定の勤務、労働に対する
手当をするという法的な根拠のある手当をされておるといふふうに聞くんですが、名称は
長ったらしいんですが、公立学校教育職員給与特別措置法、この法律の概要と、この法律
があるがために、逆に教職員の勤務、労働時間を長くしてるという指摘もあるんですが、
その辺の見解について、教育委員会としてはどのようにお考えですか。

○副議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） まず、大竹市内の教職員の勤務時間の実態把握ということ
ですけれども、本年度はとりたてて行ってはおりませんけれども、学校のほうで勤務時間記
録簿ということで、時間外勤務、もちろん勤務時間ありますので、それ以前に来た場合も
時間外、勤務時間終了後ももちろん時間外ということで、それを記録しております。年に
数回、我々というか教育委員会が行って、それを把握して、指導しているというような状
況があります。

あと例えばなんですけれども、昨年度、大竹小学校のほうで随分業務改善、働き方改革
にかかわって成果を上げましたので、そのあたりの勤務時間の調査がありますので、具体
例でお話ししますと、例えば、大竹小の場合、平成28年度の当初、時間外勤務が週11.9時
間ありました。そして、教職員は特に勤務時間内にできない、家庭の事情もあって持ち帰

って仕事をするというようなこともあります。それが平成28年度当初は、調べて見ると5.5時間、平均ですね、ありました。それぞれ、教育委員会のほうも学校のほうも、特効薬はないんですけども、取り組みをしまして、例えば、教育委員会であれば、先ほどあった報告書の簡略化であるとか、指導要領をデジタル化するとか、あるいは県にお願いして校務を支援するスクールサポートスタッフという職員を配置してもらったりとか、というようなことをさせていただいています。

また、学校のほうでも特に仕組みを変えるということで、行事予定、細かくこの週のこの日は必ず授業準備をする日ですよとか、大竹小のほうでは。あるいは会議を、生徒指導の会議、あるいは特別支援教育の会議、そのあたり非常に密接な関連がありますので、定期的に統合してやるとか、そういった取り組みもしつつ、また意識も、個々の勤務時間が見えるように、勤務時間記録簿によって、例えば、時間外勤務、目標週10時間以下とします。その時間外勤務が見えるように、パソコンで見えるように工夫して意識づけをしたり、学校だより、これは教職員だけじゃないです、保護者にも勤務時間をはっきり知らせると。8時25分から16時55分までですよというようなこともしております。

その結果、大竹小の場合、平成29年度の終わりには、時間外勤務11.9時間が8.8時間に減ったとか、持ち帰りが週5.5時間が3.2時間に減ったとか、また児童に向き合う時間の確保についても、意識的に、以前53.6%だったのが、平成29年度終わりには96.4%にふえたとか、そういった成果はございます。

ただ、大体小学校のほうは成果が上がっているのが目に見えるんですけども、他の学校も。ただ、中学校の場合、やっぱり部活動というところで、余りにも熱心にし過ぎると、大会の関係等もありますので、そのあたりが今後の課題というふうになっておりますが、今後、4月から部活動の方針というのを大竹市教委としても出します。週2日、平日1日、休日も1日、必ず休みをとるとか、1日の活動時間も制限を加えるとかいうことで、仕分けをしていきます。

それから、教職員の勤務時間、それから手当等についてですけども。教員には教育という職務ということで、正規の勤務時間内における教育活動のほか、勤務時間外であっても生徒指導等に従事するとか、そういった自発性、創造性、そういったものに基づく勤務が求められているというようなことがあります。そういった職務、勤務対応の特殊性から、勤務時間の内外の勤務を包括的に評価して、教職調整額ということで給与の4%というのが支給されています。

ただ逆に、そうすると時間外勤務手当が支給されていないということから、教員に無定量の時間外勤務が命じられるという。そういったことを防止するために、限定4項目ということが決められています。これ以外は時間外を命じることができないという4項目ありまして、1つは校外実習、これは県立になりますので、義務教育には関係ありません。2つ目は修学旅行等学校行事。3つ目が職員会議。4つ目が非常災害あるいは児童生徒の指導に係る緊急事態。その4項以外は命じられないと。

ただ、先ほど言いましたように、その他もろもろ、例えば、6時間目まで授業をして、それから会議があって、それから授業の準備をするとか、もう勤務時間終わってからせざ

るを得ないというような、どうしてもそういった実態がありまして、勤務時間実際あるんですけども、いつまでも仕事をしてもいいとか、そういった誤解が生じたり、あるいは、教職員もいつまでも仕事をするという意識であったりとか、いうことがありますので、今後そういった意識改革ということも含めて教育委員会としても業務改善、働き方改革、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○15番（山本孝三） それで、ここに教員勤務実態調査（平成28年度）という調査の結果があるんですが、これによると、小学校で教員の労働時間、11時間15分。中学校で11時間32分。こういうふうに出とるんです。それで、11時間を超えるということは、既に過労死ラインを超えるということになるんやね。

それで、残業が月に80時間、週60時間以上の勤務時間続けている教職員が、中学校で57.7%、小学校で33.4%。中学校で約6割、小学校で約3割の教職員が過労死ラインで働いている。こういう状況だというのが教員勤務実態調査の上からも示されておるんですが、大竹市の場合、さっきの話では、いろんな工夫なり、業務の整理等によって勤務時間が縮減されたというふうにおっしゃるんですが、今言う実態調査に照らして、大竹の場合はどうなのかということ、やっぱり率直に明らかにした上で、その対策なり考える必要があるんじゃないかと思うんです。

県や国に対して言うべきことは、やっぱりちゃんと意見なり要望を反映させる。また市が独自に対応できる部分については市長も教育に理解ある方ですから、教育委員会のほうから強く要望して、将来を担う子供たちのために教育委員会としても鋭意取り組んでほしいと、こういうふう思うんですが、もう一度そのところを教育長なり、実態を踏まえて答えてください。

○副議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 今現在、過労死ラインですね、先ほど出ました週60時間以上の勤務。実際に教職員7時間45分、週は38時間45分なんですけれども、超えている教員は、実際としてはおります。ここには今はっきりしたデータを申しわけないんですが持っているんですけれども、再度、学校のデータ等確認して、我々もきちっと勤務時間を把握する必要があると思いますので、把握させていただきます。

また、広島県教育委員会が、学校における働き方改革の取り組み方針というものをもう策定しており、平成31年度から運用していくということで、時間外勤務が月80時間を超える教員ゼロ人を目指すということで、平成32年度にはそれを達成したいと。大竹市もそれに準じて策定していきたいと思っております。

ただ、時間だけを制限しても仕事のほう、例えば、小学校では外国語科、小学校でも外国語を教えなければいけない時間がふえるとか、プログラミング教育とか、さまざまな内容が入ってきます。仕事、業務量はふえるんですけども、人は減っているということで、なかなか難しいところではあるのですが、学校も教育委員会も次のことを意識して業務改善、取り組んでいきたいと思っています。1つは方法の改善ということで、今ある仕事の

仕方を見直すと、会議や行事の進め方を改善していくとかいったところ。それからあともう一つは、仕分けと精選ということで、今ある仕事をやめるとか、減らすとか、こちらのほうが改善効果は高いだろうというふうに考えております。人をつけるとか、例えば、市であれば、もう少し教職員研修、いろんな教員を対象にやっていますけれども、これを精選していく、なくすというような。もちろん市の課題とビジョンに基づいて精選していきます。プラス、部活動とか、あるいは学校行事、文化祭とか体育祭等で保護者や地域の期待が大きいという部分があって、なかなか減らせない。という部分もありますので、そのあたり教員の意識も変えないといけないし、PTAのほうとか地域の皆様に御理解いただくというような、実際に教員が元気でないといい指導できない、いい授業ができないということをお訴えかけていけたらなというふうに、今後、考えております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○15番（山本孝三） 今、学校の教壇に立つ職員の皆さんも、不登校だとか、いじめの問題だとか、また子供の貧困や格差の問題だとか、経済的に恵まれない家庭の子供、そういった生徒児童に一人一人目が届くような仕事にしたいと。これは教職員みんな願っておられると思うんです。ところが、そうは思ってもそれが事実上できない職場の環境、条件におかれとるという実態が、我々自身もまだまだ関心の弱いところもあるし、それをどうするかという方策については具体性のある提言をするところまでの踏み込んだ、勉強不足もあつたりで、将来を担う児童生徒の教育の問題が、ややもすれば、おろそかになるようでも困るし、我々も反省すべきところもあると思うんですが。ぜひ、教職員の過重な勤務時間、労働時間の短縮のために頑張ってもらいたいと思うんですが。

大竹市議会も毎年のように教育に関する要望を意見書として、文科省や安倍総理に、我々の意思として出しているんですが一向に耳を傾けようとしません。非常に残念なことなんです。

それで、少人数学級ということもよく言われるし、国会も全会一致で年度ごとに少人数学級の実施をする決議をしてるんですよ。それでもやらないんです。国会で絶対数を握っている自公の皆さんがそのことに声を上げて、予算審議のときに要望すれば可能なのに、これやらない。自衛隊のほうは募集したいんで圧力をかける。そういう実態を考えると、我々自身ももう少ししっかり、保護者の皆さんや市民の皆さんと今の政治の実態を見詰めて、選挙に臨むべきだというふうに、心を私も新たにしとるんですが。

それで、平成31年度予算の上で、従来から大竹市は教育の充実、職員の過重負担を解消するというので支援員を配置して、児童生徒のための教育充実に取り組んでおられるんですが、平成31年度はどういうことになりますか。さらなる充実をされる予定ですか。

○副議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 今の御質問の前に1点、訂正をさせていただきます。先ほどの県の働き方改革取り組み方針の期間、平成31年度からと申し上げましたが、平成30年度から平成32年度までということで訂正させていただきます。申しわけございません。

それで、支援員の件なんですけれども、例えば、学級支援員ということで、発達障害等

によって支援が必要な児童生徒に対して、学習活動上の支援等を行うということで、平成25年度から配置しておりますけれども、随分これも、担任がもちろん子供によくかかわった上で支援をしてもらうということで、一緒に協力したり、仕事を分担したりして教育効果は高まっているというふうに考えてます。例えば、その学級支援員ですが、平成30年度は10名、小中学校合計10名でしたけれども、平成31年度は11名、1人増で措置させていただく予定です。それからあと、特別支援学級についてももらう特別支援教育支援員ですが、これは平成30年度と同様7名ということで平成31年度も措置させていただきます。あともう一点、読書活動推進員、これについても小中学校図書館において、図書を活用した学習の指導補助とか、蔵書の整理等ということで、これも同じく、同様に小学校担当1名、中学校担当1名、平成31年度も同様に措置させていただく予定でございます。

以上です。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○15番（山本孝三） 保育士の処遇改善はどうなりましたか。この質問項目では最後ですが。

○副議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 保育士のほうなんですけれども、今の働き方改革の中での長時間の労働とか、そういった分とはちょっとまた趣旨が変わってまいりまして、人員の配置だとか、そういう問題になるんですけれども、臨時非常勤の関係でございますが、平成32年から年度別採用職員という制度ができますが、そのほうの移行に向けて、今、準備中でございます。同一労働同一賃金という考え方のもとで改正を行っていくわけなんですけれども、その中で今の初任給であるとか、それから休みの問題とか、そういったものを今、見直しをかけているところでございます。

以上です。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○15番（山本孝三） それでは3番目の質問の項目に入らせてもらいます。

市長のほうから先ほどの答弁で、私の質問に対するお答えとしてお話があったんですが、改めてもう一度質問の要点を聞かせてもらいたいです。

戦後70年間、現行の漁業法が生かされて島国である日本の沿岸の1,000に近い漁業組合が誕生して、漁業振興のために、また国民の食生活に資する養殖も含め漁業の振興に努めてこられたんですが、今回、改定をされる目的ですよね、何が目的で、具体的にはどこをどう変わって、漁業者、関係協同組合等の意見がどこまで反映されたのか。将来にわたって心配はないか。いうことをお尋ねしたんですが、もう一度わかりやすくお願いします。

○副議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） 改めて私のほうから、もう少し細かいといいますか、そちらのほうのお話をさせていただきます。

まず、今回の法律の改正の目的といいますか、趣旨といいますか、何を目指してるかということなんですけど、漁業者が減少してきております。あるいは高齢化も進んできております。こうした中、地域差というものもあるんですが、十分適切かつ有効に利用されていない漁場というものも生まれてきつつあると。そうした中で、漁場というのを適切かつ有効

に活用している既存の漁業権者の皆様におきましては、漁場の利用を確保しながら、もし仮にそうでないものがあれば、その漁場につきましては、地域内外からの新規参入を含め、水面の相互利用を図ろうということを目指しておるというふうに聞いております。水産産業を魅力ある産業にしていく。あるいは、今、議員さんからお話がありましたように、国民に水産物を安定供給するために見直しをされるというふうに聞いております。

また、特に内容としましては、また新たに、例えば、漁業権を設定するというような場合につきましては、その場合は知事がその水域を利用している漁業者、あるいは関係する漁協等の意見を聞きながら、漁業調整、その他の公益に支障がないか、及ぼすことがないかというふうなことを十分確認しながら、周辺で操業する他の漁業者の影響等がなければ、その辺を考慮しながら漁業権の設定というのをしていくというふうに聞いております。

漁業権につきましては、例えば、本市に関係するものとしましては、大きく漁業権2つございます。1つが共同漁業権、もう一つが区画漁業権、この2つございます。

共同漁業権というのは、一定の水面を地元漁民が共同に利用して漁業を営む権利でございます。例えば、アサリとか、あるいはナマコなど余り移動しないような水産動植物。こちらのほうを採捕する漁業でございます。こちらの漁業権につきましては、これはこれまでどおり、漁業権を管理する地元の漁協にのみ免許されるというふうになっております。

その反面、区画漁業権というのがございます。こちらにつきましては、例えば、カキの養殖、その他の養殖業を営む権利でございます。こちらに関しましては、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先してまずは免許しますと。適切かつ有効に水面を利用されておれば、それは引き続いて優先して免許されるというふうに聞いております。

ただし、そうでない場合、あるいは新たに漁業権というのをもし設定する場合につきましては、この辺については引き続き既存の漁業者に免許される、そんな漁業者の皆さんが安心して漁場を利用できる仕組みと、意見を聞きながらそういう状況をつくり上げる仕組みにはしておるというふうにはお聞きしております。基本的には適切かつ有効にというのであれば、引き続いて免許されるというふうなことでございます。

以上です。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○15番（山本孝三） 今、説明された説明の内容ですね、これは県のほうの説明ですか。それとも法律の改定があって、農林水産省なり、水産庁なりの説明ですか。今聞いた範囲じゃ特段変化もないし、別段、現行の漁業法が変える必要もないような感じの話に聞こえるんですが。

ところが、私自身がこの関心を寄せて以来、あれこれの新聞その他で知り得たことから言うと、今回の漁業法の改定に当たって、水産庁が全国の沿岸漁業者の協同組合ですね、玖波にあるような。そういう漁業協同組合に連絡して、説明会に参加してほしいという要請をしたのが、955協同組合、そのうち参加したのは77漁協だけ。その77漁協のうち55漁協は香川県の漁協。そうすると全国955のうち集まったのは77で、そのうち香川県だけで55を占める。あとの22が北海道から沖縄から、この中国地方含めて参画されたということですから、実際にはほとんどの漁業組合の皆さんも、今回の漁業法の改定の内容について

は十分御承知でないやないかということを私は思うんですが。その点で大竹の阿多田なり、玖波なり、関係があるでしょう、さっき説明があったように共同漁業権、区画漁業権、これはあたたハマチtoレモンの養殖とかいうような新たな開発をするような漁業者、協同組合が対象になるわけですから。

それから、沿岸漁業に携わる漁業者も対象になる。そういう漁業権について何らこれまでと変わらんというふうな、今、話ですが、そんなことはないんじゃないかと思う。というのが、現行のこの漁業法の規定には、沿岸漁業の漁業権を地元漁業者に優先して権利保障をしてきた。そういう仕組みになってると、法律そのもの。だから、漁業協同組合のもとで円滑に漁業の運営等が管理もされ、漁場の利用調整や保全などがなされてきたと。漁業法の第一の目的には、漁業者及び漁業従事者を主体として、漁業の民主化という規定が盛り込まれておるんだ。ところが今回の漁業法の改定では、今言う漁業者を主体とするとか、漁業の民主化をさらに充実発展させるとかいう規定がなくなったんです。だから、漁業の民主化も文言としてもないようになった。海区漁業調整委員会を選挙で選びよったのも、これも選挙はやめたと。任命制にするんだ。こういう基本的なところでの変わりようが、今あなたが説明された話の中では出てこんのやね。そんな説明を、自治体の産業振興課の担当者が、認識をしたままじゃ困るんじゃないの。だから私は水産庁の説明なんか、県の担当課の説明なのかを聞いたんです。そんなええかげんな説明してたら漁業者が安心できんじゃないですが。だからそういうことをまず認識した上で、これから各自治体ごとに育成しなければならない漁業振興の方策なり、漁業者の生活の安定なり、どう取り組むかということを考えざるを得ん思うんです。そこでお尋ねしてるんですが、もし御意見なり、いやここが落ちとったというところがあれば説明してください。

○副議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） 済みません、私の説明が不十分でございました。

先ほどの、まず漁業権の関係でございます。こちらにつきましては、区画漁業権につきましては、適切かつ有効にそれが利用されているというものにつき、そういう状況にありましたら引き続いて、その漁業権者のほうに優先して免許されるというふうに、これをお聞きしております。

それと、先ほどの一番最初のほうに、例えば、今回の制度改正につきまして漁業者の方の意見とか、この辺がどのような形で拾われてるんだらうというふうなお話でございますが、国と全国漁業協同組合連合会というのが、いろんな今回の改正につきまして協議されて、改正がされたとお聞きしております。その際に、県の漁業協同組合連合会を通じて意見を反映させる仕組みになっているというふうにもまずお聞きしております。

実際に、大竹市内の漁協ですね、大竹市内におきまして2漁協ございますが、こちらのほうに今回の改正につきましてお話を伺いさせていただきました。その際に、一応、改正内容につきましては、こちらのほうが送付される形で情報を知ったということをお聞きしております。しかし、といいながらも地元の漁協としましては、漁協や、あるいは漁業者の実情を十分把握しており、組合員の漁業経営と生活を守って、青く美しい海と豊かな

海の幸を次の世代まで受け継ぐために、これまでも日々活動しておられます全国及び県の漁業組合連合会を信頼して、この件については任せておりますというふうなお声もお聞きしております。地元の漁協のほうに確認する中ではそういう状況でございました。

先ほどもう一点、私が説明で漏れておった点で、海区の漁業調整委員の選出の関係でございまして、こちらにつきましては、これまでいわゆる海区の漁業調整委員につきましては、漁業者の中から選挙で選ばれた構成委員、こちらが9名おります。そしてまた学識経験者及び海区の公益を代表すると認められる者の中から知事が選任する委員が6名という形で、合計15名ということで構成されておりましたが、今回の改正によりまして、この構成員、9名の構成委員というのが廃止されました。委員は漁業に関する識見を有する者の中から知事が議会の同意を得て任命することとなりまして、議員の定数につきましては、これまでと同様に15名、いわゆる構成委員が、公選という形がなくなっております。

ただし、最初、市長のほうからも答弁がございましたように、委員の過半数は漁業者あるいは漁業従事者でなければならないというふうにされております。また、知事のほうも地区、あるいは漁業の種類等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められておるといふふうに聞いております。

こうした中、漁業者の方の意見がある程度反映されるような形になっておるものというふうには、私のほうで把握してる限りでは、このような状況になっているというふうには認識しております。

以上でございます。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○15番（山本孝三） だから、あなたも説明を聞いた範囲では、今段階では今回改定された漁業法が内容としては漁業者にとって心配が残ると、こういう認識ですか。どういう認識されたん。そこが問題なんよ、担当者のところで、これは漁業者にとってメリットがないやないかとか、将来の漁業振興にとってもマイナスになりやせんかと、ひいては漁業者の生活圏にも関係する問題で尾を引くというふうな認識なのか、それとも、そんな心配はなしにさらなる振興につながるんだという認識なのか。そこが大事なとこなんでね。いやまだ法律ができて、さっき言うように関係する漁業組合でさえ説明会には参加してない状況ですから。行政機関に対しても国のほうから事細かな説明なりというようなもんもまだ不十分だろうし、ましてや漁業者のほうからね、こういったことが心配だとか、こういうふうには法改正の中で記してやってほしいとかいうような、まだ意見もね、上がってはきてないんだろうと思うので、今からが一つの取り組む上では大事なことになるので、まず、その認識をはっきりさせないとね。曖昧なままで、国が決めたんだからしょうがないよいかかりじゃあ、地方の創生にもならんしね。漁業者の皆さんの安心を持ってもらうような行政展開もできなくなるので。その辺はひとつよく考えてもらいたいものです。

それで時間がありませんのでね、参考までに紹介しとくんですが、私がたまたまもらった資料の中にね、これは香川海区漁業調整委員会会長、濱本俊策さんが話されている内容がちょっと載っとるのがあるので紹介したいんです。この方は、これまで35年間にわたって香川県の水産行政に携わってね、水産課長を歴任されたという方ですね。だからこそ漁

業調整委員会の会長にもなっておられると思うんですが、この方はね、非常に心配されとるんですよ。それで第一の問題は、こうおっしゃとるんですね。海の議会と呼ばれる海区漁業調整委員会の公選制の廃止、これは大変な問題だと。それからもう一つは、区画漁業ですね。いわゆる養殖です。養殖については今でもね、今でも企業が参入できるように法律ではなとるそうですね。そういうことを今回のこの法律の改正の中では、そんなことは全部やめると。大手が参入したければしなさいと。資本の力で、今後はそういう養殖業にしてもよ、経営や運営をされるようになるんだと。ここにも漁業者への圧迫のね、心配があるんだということをおっしゃっているんです。

それでもし、この法律が強行成立すれば、漁民ではない人、企業の代表などを知事が任命されて、これまで漁業者を中心にしてきた漁業組合なり、近海漁業の皆さんの意見がね、反映しにくくなると。これではこの70年間、戦後制定された漁業法が死んでしまうと。しかも、説明会に955もある協同組合が77しか参加しない。77のうち55は香川県だけだというような実態でね、法律を早々と成立させるなんていうのは、余りにも漁民の声をね、軽視しているのではないかと。もっと漁民の声や要望を聞きながら、水産業の振興のために政治は動くべきだということを、この人おっしゃっているんです。私はそのとおりだと思うんですがね。これは参考までにしてもらいたいんですが。

時間も余りありませんのでね、残余の問題は、また予算特別委員会でいろいろ意見を述べさせてもらいたいと。執行部のほうの取り組みについてもお願いするところはしたいというふうに思います。質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○副議長（細川雅子） 続いて、13番、寺岡公章議員。

[13番 寺岡公章議員 登壇]

○13番（寺岡公章） 13番、大竹新公会の寺岡でございます。

このたびは2点、総合教育会議の成果について、また職員の人事異動について伺ってまいります。

まず1点目の総合教育会議の成果についてでございますが、このたび、この一般質問に向けてのヒアリングで、私の言葉足らずでなかなか趣旨を伝えることができず、担当の部署の皆さんには大変御迷惑をおかけしました。改めて、このたびの質問、一言で申し上げれば、総合教育会議がより活性化することで生じるチーム大竹市として、大竹を愛する人づくりにつながる道筋、これを確認・共有したいと。そういった内容でございます。つい先ほど、先輩議員のほうから教職員の働き方改革といった質問がありました。文脈がちょっと聞いた感じでは似たところもあるんですけども、全く違った視点からの発言をさせていただきたいと思いますので、御答弁をよろしく願いいたします。

では、中身に入ります。平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、総合教育会議の設置と教育に関する大綱策定を首長が行うこととなりました。その後、本市では、平成28年3月の大竹市教育施策大綱策定に至っています。もちろん総合教育会議の目的は、この大綱の策定だけというものではありません。教育を行うための諸条件の整備や教育文化の振興策、児童生徒の心身を守るための措置など多岐にわたっております。

一方で、学校現場のほうに目を向けてみると、どうであるか。昨今、行政が組み立てて

いる事務分掌を尻目に、児童生徒にかかわる現場への期待と要望は、養育と教育のたてりを大きく超えてきています。それに応えようと奮闘している学校現場は限界を迎えて久しく、先生方の志によって何とか日々の教育活動を進めてくださっているように見えます。

こういった状況にかかわらず、国の財務担当部門は2015年以降、約10年間で教職員を数万人削減すると、こういった考え方を持っていると聞いております。個々の問題の深刻化と合わせ、学習指導の内容の多様化により業務量はふえているのに人員は減っていくと。先生方が今ある負担に明確な負担感を覚えて心が折れたときに、日本の学校教育は崩壊に向かうと危機感を抱いております。

では、私たちは大竹市の子供たちの健全な成長と学びを守るために、文科省や国の施策を待たず、一地方自治体として何ができるのか。また何をする必要はあるのか。こういった課題を、ぜひ総合教育会議で協議し、大竹市としての対策を講じていただきたいと、このように思っております。

具体的には、これは例えばですけれども、大竹の教育現場を見たときに私自身が感じるのは、児童生徒の生活に直接かかわるSSW、スクールソーシャルワーカーの機能の強化と学校の組織運営に余裕を持たせる副校長、もしくはそれに準じる職権を持つ役職の設定、これらに注目をしております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、こちらの第1条の4、これを達成するための手段として、大竹市にとっては有効なものではないかと考えております。特に福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについては、総合教育会議をきっかけとして、教育委員会と市長部局、児童福祉分野における政策の共有、情報の共有が常時図られれば、ダイレクトにその機能向上につながると期待ができます。結果、教諭が授業に専念できる体制、また中教審が答申しているチーム学校を支える一助となります。

こういった具体的なアクション、これは県の動きを無視して行えるものではないということも理解しております。ただ、総合教育会議によって首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になっており、これまで以上に市長御自身で国や県にアプローチしやすくなっているはずです。

教育委員会の職務権限を侵すことはできませんが、市長さんにおかれましては、大綱に基づいて今後大いに御活躍いただければというふうに思います。

いずれにしましても、その第一歩となっている総合教育会議。さまざまな課題を解決する上で、いろいろな可能性を持っている会議であると思います。

では、大綱策定後の会議の開催状況と成果について、これまでどうであったか伺います。これが1つ目の質問でございます。

2点目、職員の人事異動について伺ってまいります。前提として、個別の事例については申し述べる立場にない。これは重々承知しております。そのあたりに踏み込まないよう気をつけながら発言をしていきたいと思っております。

人事異動の全体を見たときに、この異動によって職員さん個々の能力向上につながっている。こういったメリットは認識をしております。ただ、1、2年かけてやっと仕事を覚えた方が全く新しい担当、新しい部署へ。こういった場面も少なからず見られて疑問を持

っています。御本人にとっての御負担というのは推察しかできませんが、場合によっては年齢問わず一から仕事を覚える新人としての、いわゆる再就職、また転職に近いような業務の変化、生活の変化をされる方もおられるようです。

こういったものに対しまして、職場では、当然業務の引き継ぎについて時間も割いておられるのですが、前任者も新たな業務を覚えなければならず、新しくついた方に構いきるといふわけにもいきません。さらに前任者が全く別の部署に行けば、物理的な距離も生まれます。出先と本庁、出先同士、こうなると御本人同士にしてみれば悲惨な状況となります。場合によっては行政サービスそのものに一時的なすき間が生じ、その一時的なものが頻繁に起これば、恒常的な影響につながりかねないのではないかと思います。すき間という点がつながれば、溝や空白という線や面となり、行政レベルの低下となってあらわれてしまいます。

人事担当として、当然、そのようなことがないように努めておられるのですが、異動に関する法律や条例はないようで、組織のこれまでの知恵と経験で行っておられるようです。異動は公務員の宿命であるという言葉も耳にしたこともありますが、この人事異動に関する考え方、また現在、異動があった部署内でスムーズにフォローし合える環境にあるのかお聞かせいただきたいと思います。

壇上での質問は2点となります。御答弁よろしく願いいたします。

○副議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 総合教育制度が導入されまして、4年が経過いたしました。将来を担う子供たちが安心でき、またより一層楽しいと感じられる環境に向けて議論を通じてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。御質問ありがとうございます。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合教育会議の成果についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、本市でも平成27年度から市長と教育委員会の協議及び調整の場として総合教育会議を設けております。総合教育会議の協議事項は、大綱の策定に関するもののほか、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策や児童・生徒の生命等に係る緊急措置が定められております。

本市では、大綱策定後、総合教育会議を平成27年度から毎年2回程度開催し、学校規模の適正化や大竹を愛する人づくりについて、あるいは大竹市の手すき和紙の継承について協議しています。

成果としましては、学校規模の適正化の協議では、栗谷小学校の休校につきまして、市長と教育委員会が方向性を確認できたこと、また、大竹を愛する人づくりについてや手すき和紙の継承についての協議では、協議結果を踏まえ、各学校で総合的な学習の時間を中心として、地域の方々を巻き込んだ取り組みにつなげることができたことなどが挙げられます。なお、スクールソーシャルワーカーにつきましては、これまで協議事項として取り上げたことはありませんが、現在1名が大竹中学校に配置されています。学校内の生徒指導関係会議などでは、定期的に市の担当部署とも情報連携及び行動連携を行いながら家庭

支援に取り組んでいるとのことでございます。

今後も、総合教育会議におきまして、教育委員会と協働した取り組みを行い、さらに学校教育や社会教育が充実していくことが期待される内容につきましては、積極的に協議事項として取り上げ、総合教育会議をより一層機能させていきたいと考えております。

次に、職員の人事異動についてでございます。私は職員に対しては、節目節目で、私たちの使命は市民の皆様の生活をお守りする、市民の皆様に幸せを感じながら充実した人生を過ごしていただく、よい大竹をつくり上げることです、と話しています。これは、組織全体で共有している基本的な姿勢でございます。行政目的を達成するためには、どのような組織が必要なのか。そしてどこにどのような職員を充てるべきかを検討しながら人員配置を行っています。その時々、社会情勢や市民の皆様の行政に対するニーズの多様化に対応して、組織も柔軟に変化していくべきものでありますし、まちづくりという幅広い行政サービスを担う職員として成長していくためには、職員の人事異動は必要なものであると思っております。新しい分野の業務につくことで、職員は新たな刺激を受けるとともに、一所懸命に適応しようとする中で新しい視点を得るとともに能力の幅も大きく広がってまいります。また、職員が入れかわることで新たなコミュニケーションが生まれ、意欲を刺激することで組織が活性化され、市民サービスの向上や福祉の増進につながることを期待できると考えております。

人事異動では経験のない職場に移動する可能性もあるため、議員御指摘のとおり、異動当初は事務の細部にまで全てに対応できず、部署によっては一時的なすき間が生じる可能性があります。そのため、そのすき間をできるだけ小さくするよう、ほとんどの事務をマニュアル化し、スムーズに事務の引き継ぎができるようにしているほか、部署によっては係内で担当業務を定期的に入れかえることで事務の停滞を防ぐなどの工夫をしております。また、行政改革の取り組みとして5分ミーティングを導入しており、実施形態はさまざまではありますが、1日1回のミーティングを通してやる気を生み出す職場づくりに向けて、職員間のコミュニケーションの向上に努めているところでございます。

今後におきましても、これらの取り組みを進めながら、大竹市職員としての使命を達成できるよう最大限の能力を発揮できる組織づくりや職員配置を進めてまいりたいと考えております。

以上で、寺岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（細川雅子） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 御答弁をありがとうございます。

1点目の教育総合会議から、私も情報公開コーナーに議事録があるということで教えていただきましたので拝見しました。かなり実りのある議論をされておるなというふうな感想を素直に持っています。先ほど市長さん御紹介あったように、成果も実際に出ているかなというふうに思います。

この会議につきましては、首長が招集するものであるというふうに法律には書いてあります。一方で、教育委員会のほうにも、さまざまなよい効果が出ているのではないかなというふうに思います。教育委員の皆さん方にとって市長部局の情報が入ること、さまざま

な視点が入ることは、直接的に大竹の教育の分野にいい影響を与えているかなというふうに思います。

基本的に年2回。1回のと きもあつたようですけれども、1回の時間はまだ少なくとも、年2回の情報交換でリアルな情報交換ができてい るのかなというふうな疑問はちょっとぜいたくでしょうかね。もう少し回数をふやして時間短くても構わないので、定例化とまでは言いませんけれども、相互の意見交換、情報交換というの ができれば、教育委員会にとつても市長部局にとつても、よい効果が出るのではないかなというふうに思います。そこが1つ目。

それからスクールソーシャルワーカーについて、檀上でも質問させていただきました。今の 大竹市に限らず、全国の小学生、中学生ですね。その子らにとつて、スクールソーシャルワーカーの持つ職域の必要性というの は、さまざまなニュース、事件などを見るとますます感じてい っているところです。ソーシャルワーカーという役割は福祉分野の専門家でございまして、御存じのように、今の子供たちの懐に飛び込んで生活環境を整えていく。そういった役割になろうかというふうに思います。学校の先生方が福祉のことを全て網羅的に御理解いただいている方ばかりではありません。場合によっては、家庭の中に入り込んでケアをしていかなければいけない可能性もあります。そういった取り組みというのが、結果的に10年後、20年後以降の市・県・国の扶助費の抑制につながると。こういったことも現実論、こういった現実論も当たり前で議論をされております。

福祉の相談窓口で、今の子供たちが100%把握、ケアできているわけではないでしょうし、子ども相談室というすばらしい機関が大竹にはありますが、残念ながら来ない人、利用しない人、拒否をする人もおります。把握し切れない極端に不幸なケースを除いてですね、例えば無戸籍とか極端なケースを除いて、学校というの は全ての子供の顔がわかって、こちらから働きかけることができる学校社会でござい ます。ここが、子供たちが子供でいるうちに救い切るチャンスの現場ではないかというふうに思います。国県でも議論がされ、対策もどうしようかと考えられているところですが、その動きの前に市費でスクールソーシャルワーカーを雇用したとしてもですね、将来的に積み上げて見ていけば、十分にその成果、かかった費用に対する効果というものは考えられると思 いますけれども、これも即答はできないと思 います。こういったことも総合教育会議の中で、また議論いただ いて、教育的見地、福祉的見地から意見交換していただきたいというふう に思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうかね。

ですので、年2回から回数をふやしてはどうかということと、ソーシャルワーカーの雇用の可能性についてですね。お願いします。

○副議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） まず、総合教育会議の回数ということでご ざいます。現在、市長の答弁にもありましたように、年度に2回程度とい うことでご ざいますけれども、市長が総合教育会議を設けて招集するとなつて いますけれども、市長あるいは教育委員会が協議したい事項ができたとき、あるいは緊急事態が生じたときに随時開催されるものであるということ です。

開催の回数については特に決まってはいませんけれども、市長と教育委員会の意思によって決められるということとなっております。また、教育委員会の権限に属する事務の全ての意思決定について、早急に会議を開催するというものでもありませんので、教育委員会の立場とすればですね、もちろんスクールソーシャルワーカーであるとかICTのこととか、さまざまに予算権限を有する市長部局との話ができればいいんですけども、全てが全て、その意思決定について早急に会議を開催するというものでもないということです。

ただ、市長部局と教育委員会と連携しながら協議・調整することによって、一層市民の民意を反映した教育行政が行われるというふうに考えられる事項については、必要な回数1回になるのか、3回か5回になるのかわかりませんが、それは考えられると思います。ただ、やればやるほどいいことはたくさんあるのですけれども、やはり協議題というのを精選して、その準備等もありますので、考えていけたらなというふうに、教育委員会としては考えております。

それから、スクールソーシャルワーカーについてですけれども、まずですね、今いるのは大竹中学校についているということは市長の答弁にあったかと思えますけれども、特に学校内で支援が必要であると。福祉的にですね、福祉の専門ですので、スクールソーシャルワーカーの助けが必要であるという認識はすごくあります。そういった生徒、あるいは保護者、児童に対して家庭訪問、それから個別相談等で支援を行いながら、あるいは学校での生徒指導の会議、あるいはケース会議とかで先生方と一緒に話をしたり、あるいは福祉に入っていたり、民生委員に入っていたりということで情報共有を図っております。また、小中連携で大竹小のほうにも訪問して、適宜、家庭訪問等も行ってまいりますので、本当に子供に対しても、そして学校に対しても非常に助かる、有意義なものだというふうに考えております。

市費でということなんですけれども、現在は広島県教育委員会からの措置ということで、なぜ大竹中学校かということ、県教委指定の生徒指導集中対策指定校ということで、生徒指導の指定校と、そういった関係で公が措置されているということです。市費での措置については各校の状況であるとか、あるいは県費での今後の措置状況等から検討の必要は今後あるかもしれませんが、財政上の課題があります。予算の編成、執行の権限は市長部局にありますので、当然、総合教育会議の協議題としては適切なものだというふうには思います。

先ほども言いましたけれども、子供のためになることとか、いいことというのは全て正しくたくさんあるんですけれども、そのほかにも本当にお金をかけてやっていただきたいことたくさんあります。その中で、総合教育会議においては、市長または教育委員会が特に協議・調整が必要な事項であると判断すれば協議調整を行うということです。今後、また普通にやりますとかやりませんか、お願いしますとかいうことは教育委員会、言えないんですけれども、今後、協議題としては検討していく内容としての候補であるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。

やりたいことがたくさんありますね。私もやってほしいことはたくさんありますが、いかんせん限られた中で、予算にしても人的なパワーにしてもですね、限られた中でやらないといけない。まことそのとおりだと思います。ただ、テーブルに上げていただいて、今後しっかり意見交換しながら本当に必要なものを選び選んでいただきながら予算を投入していただく。この姿勢はですね、これからも忘れないようにやっていただきたいと思います。優先順位をつけなければいけないのは当然わかります。

ただ、スクールソーシャルワーカーの必要性は先ほど訴えたとおりですので、ぜひさまざまな角度から研究を続けていただきたいと思います。どういうんですかね、レイマンコントロールっていうんです。教育委員会にしたら。専門家でない皆さんの集まりの中で、どのような意見が出るのか楽しみにしておきたいというふうに思います。

今のスクールソーシャルワーカーの件と壇上で申し上げました、ちらっと申し上げた副校長の件。これについて、このたび言及したのがですね、このたびの総合教育会議、これをテーマにして質問を組み立てていく中で、改めてですね、教育現場の負担の分担、これをもう少し掘り下げて考えていかなければならないなというふうな思いが強まりました。いわゆるチーム学校であります。何年か前に中央教育審議会から答申が出て、文科省の中でも一つの方向性として、もうロジカルに組み立てられておられる。そのチーム学校を支えるもので、大竹市にとってはスクールソーシャルワーカーと副校長であるのではないかなというふうな提案を先ほどさせていただきました。

ただ、このチーム学校という概念について、学校現場はもちろんですけども、大竹の教育委員会、市長部局でも構わないんですが、しっかり御理解といいますか、認識を持っておいていただかなければならないというふうに思います。市長部局でも教育委員会の事務局でも構いませんので、チーム学校という概念について、どのように捉えておられるのか。今の時点で何かあれば聞かせていただきたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） チームとしての学校のあり方と今後の改善方策についてという、平成27年12月の中央教育審議会の答申の中で述べられております。概念というかですね、定義ということになるかもしれませんが、教育委員会としてはですね、例えば次の3つの視点。まず1つは専門性に基づくチーム体制の構築ということと、2つ目は学校のマネジメント機能の強化ということ。それから3点目が教員一人一人が力を発揮できる環境の整備ということを通して、そういった取り組みを通して変化の激しい社会を、これから生きていく子供たちに本当の意味での生きる力を定着させていくということのためにチーム学校ということが求められているのかなというふうに考えております。

先ほど言った3点につきましては、1つ目、専門性に基づくチーム体制の構築については、もちろん文部科学省に対する答申ですので、中身の教職員定数がどうかということについてはどうしようもないんですけども、ただ、今現在、大竹市としても行っている支援員とかですね、県から措置されているスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、その他部活動外部指導者とか、学校医、健康管理医、薬剤師、登下校の見守りと

か警察とか、たくさんかかわっていただいていますので、そのあたりをちょっと整理をして取り組みとして明確にしていくということが必要なのかなと思っています。

あと学校のマネジメント機能の強化については、加配の拡充とかいうことを書かれています。その辺はこれに期待するとして、今現在、校長によるマネジメントとか人材育成、それから危機管理。このあたりはなお一層充実させていくと。

それから3点目の教員一人一人が力を発揮できる環境については、当然、働き方改革とか業務改善にかかわることですので、そういった今までの、この今言った視点の3点につきましても、質とか量を教育委員会としてバージョンアップさせていくということがたくさんあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 課長さんにおかれては、しっかりと勉強しておられているようでちょっとびっくりしました。チーム学校の概念、そういったあたりで満点かと思います。

これが、ただこの議論だけに終わらずに、現場や教育会議、教育委員会の定例会などでもですね、どんどん広まって行って、要は学校現場で立派な子供たちをですね、育つようなそういういいサイクルにいくためにチーム学校というのがあると思います。先生方の教師としての専門性をよりよく発揮してもらうための手段の一つでもあると思いますので、引き続いて理念、概念深めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

一応、ちょっとこの場で紹介だけしておきたいんですけども、これはどちらかといえば、チーム学校というより総合教育会議の質問の原点のところに戻っていくと思うんですけども、大阪の豊能地区教職員人事協議会というものにたどり着きました。調べていて。これ3市2町、人口大体67万人とちょっと大きいんですけども、ここでは大阪府から教職員の人事権の移譲をなされているということで、政令指定都市以外では全国初の、要は教職員の人事権を持つ団体であるということのようです。これが大竹市に置きかえたときに、廿日市市とだったら合わせて60万人なんてとてもいかないなと思いながら、地域の実情にあわせて、後は先生方のお住まいとかも考えたときにですね、よりコンパクトな中で人事というのはあつてしかるべきかなというふうにも思い至りました。まだ全国で余り例がないみたいですので、これも研究材料の一つとして持っておかれれば、これも教育委員会だけで何とかということにはいきませんので、市長部局と足並みをそろえる総合教育会議。こういった場面も活用しながら、一緒に前向きに進んでいただけたらというふうに思います。これは紹介のみで終わりたいと思います。

では2点目移ってよろしいですか。

○副議長（細川雅子） どうぞ。

○13番（寺岡公章） それでは2点目は、人事異動について伺いました。当たり前の話ですけども、私、中身のこと全くわかりませんので、御説明いただいて、人事異動にはこういったメリットがたくさんあるんだなというふうに改めて感じたところでございます。要は、異動した先でわからない期間があるときに、お互いでフォローし合える体制。これをですね、改めて注目していただきたいなというところが、このたびの質問の原点でござい

ます。

議会活動を通じて感じるのが、目まぐるしく法律が変わっていく部署。そこを担当分野として持っている部署。これも結構あるなと思います。福祉なんか相当こころ変わって、ついていくのがやっとな。私たちも理解できたと思ったら法律が変わるというようなケースも多々あります。そういったところに職員の皆さんがしっかり対応しようと努力しておられて、実際、成果も出しておられて敬意をあらわすところですけども、専門職とまでは言わないんですが、年数長く在籍して、その担当部門の軸となる職員さん。その配置が、ひいてはその分野の安定をもたらすかなというふうには思います。そういったところも考えながら異動などもしておられると思うんですけども、組み立てておられると思うんですけども、すぐ変わる人、じっくりとおられる方。このあたりのバランスというのは、どのように配慮しておられますかね。何となく勘でいってますかね。それとも何かルールがあるのかどうか。

○副議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 人事異動は、先ほど申しましたようにですね、組織目標を達成するために、まず組織がありまして、それに合うように適材適所というところですね、それを考えながらやっていると。目的は、やはり市民サービスの向上でございますので、そちらにつながるようにやっていかなきゃいけないというふうに思いながらやっておるところでございます。

どういうふうにやっていくかという、まず各課のほうにはですね、一応ヒアリングをしていきます。具体的にいきますとですね、ヒアリングをして、どういうふうな課題があるのかとかですね、あとそれぞれの課の事情等もございますので、そういったものを聞きながら考えていくということになります。長い、短いというのを、どの程度を指して言うかというのものもあるんですが、そういった核になる人というのが、やはりどこの課にも存在するというふうに考えております。そういったのを加味しながらとはいえ、1人の人をずっとそこに縛っておくというのも、その人の今後の人材育成という面ですね、それも適切ではございませんので、そういった部分も見ながらですね、人事異動を行っていくというところでございます。

以上です。

○副議長（細川雅子） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。

組織目標の達成、大変わかりやすい言葉です。これは蛇足でちょっと伺っておきたいんですが、向き不向き、好き嫌い、それぞれ個人があると思うんですよ。職務に対して。それは仕方ないですし、当然のことだというふうには思います。異動の希望などって受け付けるもんなんですかね。全部受け付けてたら収集つかなくなって、とてもじゃないですけど決まらない。難しいところだと思うんですけど。そこだけちょっと聞かせてください。

○副議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 基本的にはですね、聞いておりません。個別に聞いてもですね、なかなかそれに応えられるという保証はございませんので。

ただし、やはりですね、家庭の事情とかさまざまな要因があつてですね、ここの部署なかなか忙しくて難しいとかですね、それから体調不良による配慮とか、そういったものは一応させていただいております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。しっかり納得しました。ありがとうございます。

そういった、いざというときには配慮もされているというところで、働きやすい環境というところも、やはり人事担当としては気を使わなければならないんだろうなど、御苦勞をお察ししております。

職員さん全員、皆さんにですね、しっかり能力を発揮してもらうために、やはり目に見えない部分でそれを支える総務課。そのお仕事も大変だというふうに思います。市役所が、やはりチームとしてですね、それぞれ支え合つて、結果、それが市民にとってよい行政サービスになるように、これからも期待いたしますので引き続きお願いいたします。

終わります。

○副議長（細川雅子） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は午後3時を予定しております。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

14時47分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

続いて、10番、藤井馨議員。

〔10番 藤井馨議員 登壇〕

○10番（藤井馨） 市民の味方の藤井でございます。

私は豪雨による災害対策に関連する問題点と題して、1に雨水排水管のメンテナンスについて。2に秋葉川の氾濫について。3に新町雨水排水ポンプ場の建設に向けての取り組み。そして4にため池の問題について伺います。

大竹市は市民の皆様とよいまちの実現に向けつくり上げた、第5次大竹市総合計画、わがまちプランに沿って一丸となって取り組んでおります。よいまちをつくるという言葉で言うのは簡単ですが、具体的に計画し、実行するためには多くの時間と予算を要します。市民が生活しやすく、安心・安全にらせる大竹市を目指し、日々取り組む関係者の皆様に頑張ってもらいたいと思っております。微力ではございますが、私もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

よいまちを実現するには、全ての市民の皆様の御理解と、それを実行する行政が一体となって取り組まなければ実現はなかなか難しいのではないかと考えています。よいまちを

つくる取り組みにも幅があり、それぞれの考え方があってと思いますが、よいまちをつくることを目標に、行政として多種多様な分野の仕事に取り組まれていることだと思います。その中でも、基本は市民の生命と財産を守ることであると考えています。私はこのことについて、常日ごろからいろいろな機会において申し上げてまいりましたが、私が申し上げるまでもなく、皆様も同様であると考えております。

私が大竹市議会議員になり、最初に一般質問をいたしましたのが、市民の皆様が日常生活の中で安心・安全に生活するためにはどうしたらよいのだろうかと考えまして、ふだんから危ないと感じている場所や自然災害時にここは危険だと思う場所を発見し、その対策を実施する。事故の起こる前に危険の芽を摘むことで、安心・安全を先取りをするという内容のものでございました。平成23年12月に質問をいたしました、あつという間に7年が経過いたしました。この年には東日本大震災があり、夏には台風12号による大雨災害が発生し、多くの人命と家屋等が失われたことを思い出します。その後においても、毎年のように日本の各地で地震や豪雨の自然災害に見舞われて、多くの人命や財産が失われていることは皆様御承知のとおりでございます。

大竹市も例外ではなく、平成26年8月6日と平成30年8月7日に豪雨災害がございました。幸いにも大きな人的被害がなく、不幸中の幸いであつたと考えております。広島県内の他市におきましては、いずれも多くの犠牲者が発生し、現在も物心両面から支援が行われております。大竹市は地理上の関係で、ほとんどの居住地域が海や川の水面より下にございます。そのために河川の堤防の建設と管理、山崩れや土石流による土砂災害に対する対策と、その管理を的確に行う必要があります、実施されてまいりました。先人の方々のおかげで、昨年7月の豪雨災害においても甚大な災害になることが避けられたのではないかと考えています。一つには弥栄ダムにより水量の調節ができることで河川の決壊、氾濫を防ぐことができたと考えております。2つ目には人家に近い山のほとんどの箇所のがけ崩れ防止工事が施工されており、土石流やがけ崩れによる大きな災害を避けることができたのではないのでしょうか。

しかし、自然の力は時として人間が考える以上の災害をもたらすことがあります。中国地方は花崗岩とその風化した土壌地域が多く、その中でも広島県は47都道府県の中で、がけ崩れ等の危険区域が一番多いところでございます。約3万2,000カ所あることが調査によってわかっております。大竹市で、今までに大きな災害がなかったから大丈夫との油断は禁物だと考えています。

このような大災害は、数百年の単位で起きるということが、過去の災害データやそのときの住人からのメッセージなどの研究から証明されており、このような貴重な資料を生かして早目の取り組みが必要であると考えています。近年の集中豪雨は短時間に想像を絶する雨量が降りますので大きな被害になってしまいます。

それでは、豪雨による災害対策に関連する問題点について質問させていただきます。

最初に、1の雨水排水管のメンテナンスについてでございます。集中豪雨の後には排水路に泥が流れ込み、後日取り除き作業が行われていると思いますが、メンテナンスの状況を教えてください。

続きまして、2といたしまして、秋葉川の氾濫について伺います。大竹市も平成26年8月6日と平成30年7月7日に豪雨災害があったことをさきに述べましたが、雨水排水路の構造や水路面積が自然の変化に対応できなくなったことなど、いろいろな問題が重なり、道路冠水の被害があったのではないかと、そういうふうなことも考えられますが、私は秋葉川のスクリーンに土砂と樹木がかかり、水路がせきとめられたことであふれた泥水が元町、白石、本町、そして新町の道路冠水等に影響しているのではないかと考えています。

2度の体験を説明させていただきますと、平成26年は午前5時ごろに確認をしたのですが、秋葉川スクリーンに土砂と樹木がかかり、水路がせきとめられた格好になり、道路上や墓地の中を濁流が物すごい勢いで流れていました。平成30年におきましては、前日の夕刻には平成26年と同じように土砂と樹木がかかっておりました。水路がせきとめられておりましたけれども、水が今にも超えそうでしたが、危険で何も対応ができませんでした。しかし、雨が小康状態であったので持ちこたえておりました。しかし、夜、再び雨が降り、朝、現場に行ってみますと、濁流で墓所の参道は流出状態になっており、あふれた水は新町あたりまで達しておりました。秋葉川は水路が上下に2段の構造に設計されていますが、そのときに確認したところ、スクリーンの堆積物で下段の排水管に流れ込む水量はわずかでありました。目測ですが、平常時の水量と余り変わらないぐらい少なく、下段の水路はほとんど機能していなかったのではないかと考えられ、本来であれば地下水路を通り、中市堰付近の小瀬川に排水されるべき水量が冠水した地域に流れ出たことが考えられます。水路が上下に2段の構造のため、地下排水管に樹木や土砂が流れ込むと除去ができないことから、現構造ではスクリーンが必ず必要であります。しかし、この改善が不可欠だというふうに考えております。

秋葉川に氾濫について、どのようなお考えか伺いたいと思います。スクリーンの改善について、お考えがございましたらお願いいたします。また、地下排水路の堆積物除去作業などのことを、どのように行っているのか伺います。4年間で同じような秋葉川の氾濫が2回起きておりますけれども、このことをどのように考えているのか、あわせて伺います。

続きまして、3といたしまして、新町雨水排水ポンプ場建設に向けての取り組みについて伺います。新町雨水排水ポンプ場の取り組みについては、これまでも機会があるごとに同僚議員を含めて何回も質問がございましたが、平成26年に策定の第14回大竹市公共下水道事業計画書中の大竹第一排水区事業計画変更箇所図で案が示されましたまま、ほとんど進捗していない状況ではなかろうかと考えております。先ほどから豪雨による災害について、提案を含めて質問させていただいておりましたが、新町雨水排水ポンプ場建設を早期に実現して、雨水を小瀬川に流すことにより、市民は安心して暮らすことができるのではないかと考えていますので、お考えを聞かせてください。

最後に、ため池のことについて伺います。昨年の西日本豪雨で福山市のため池が決壊し、幼い子供が亡くなる災害が起きています。このために全国のため池の調査が行われました。大竹市においてもため池があると思いますが、どれぐらいの数があり、どのように管理されているのでしょうか、伺います。

以上、檀上での質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 藤井議員の豪雨による災害対策に関連する問題点についての御質問にお答えいたします。

1点目の雨水排水管のメンテナンスについてでございます。昨年の豪雨により道路側溝や水路に流れ込み、堆積した土砂や泥は、地区の皆様が清掃して土のうに入れていただいたものは、市が回収いたしました。また、地区の皆様では対応困難な場所につきましては業者に依頼し、土砂撤去やしゅんせつなどの対応をいたしました。

次に、2点目の秋葉川の氾濫についてでございます。元町地区を流れる秋葉川の構造は、議員がおっしゃいますとおり、墓地から上流側は開水路で、墓地から下流側は開水路のほかに直径800ミリの暗渠管が埋設されています。秋葉川の水は平常時はこの暗渠管に流入し、小瀬川に直接排水されていますが、大雨時には暗渠管で排水しきれない水が秋葉川の開水路部を流下し、白石や本町地区の水路に流れていく構造となっています。この暗渠管内には大きな石やごみ等が流入しないよう、暗渠管の流入口手前の開水路にスクリーンを設置しています。

昨年の7月豪雨の際は、上流から流れてきた大量の土石や竹木等によってスクリーンが閉塞したことにより、暗渠管に流入できなくなった大量の水が墓地付近であふれ出し、開水路を伝わって下流域に流れて、元町や本町地区で道路冠水等が発生したものと思われま。しかし、スクリーンがなければ大量の土石や竹木によって暗渠管自体が閉塞し、下流域の冠水被害が長時間に及んだ可能性があります。また、一度暗渠管が閉塞しますと、管の中の土石や流木の撤去は容易ではありません。

このため、スクリーンに土石や流木がかかった場合においても、暗渠管に水が流入しやすくなるような対策。例えば、上流側のスクリーンの高さを切り下げ、土石等で目詰まりしても、水が河川断面からあふれ出る前に下流側に流れるようにするなどの改良を検討したいと考えています。また、スクリーンの清掃など日常の管理は地元自治会にお願いをしていますが、大雨が予想されるときには事前に職員が点検及び清掃を行い、備えております。改めてそのことを徹底したいと思えます。

なお、暗渠管は昨年の7月豪雨後の目視確認では、土石等の堆積はなく良好な状態であると判断しております。

続いて、3点目の新町雨水排水ポンプ場建設に向けての取り組みについてでございます。新町雨水排水ポンプ場の整備は、現在、用地取得のための関係者との協議や、ポンプ場から雨水排水を小瀬川に流すための必要な協議を河川管理者と行っているところです。新町雨水排水ポンプ場及び排水路の整備は、周辺地区の生活環境の向上や土地の有効利用を図るため、関連する道路整備事業と一体的に行うこととしており、多額の費用と長い期間がかかる事業となります。

現在、下水道事業として処理場やポンプ場、管路の老朽化対策を行っており、下水道事業全体の中で財政面を含めて考える必要があります。議員御指摘のとおり、現時点では目に見える形では進捗していませんが、計画にあたっての条件整理など、できるところから

行っていきたいと考えています。

最後に、4点目のため池の問題についてです。市内には10カ所のため池があります。貯水量が最も多い大河原ため池は、大雨や地震により決壊し、下流地域へ浸水被害などの発生が懸念されたため、今年度、堤体の土を移動し、水をためない構造に改修しているところでございます。昨年7月の豪雨災害により、多くのため池が被害を受けたことから、現在、国・県でもため池の対策を検討している状況であり、本市もこの動きを注視しながら対応していきたいと考えています。

以上で、藤井議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 藤井議員。

○10番（藤井馨） 雨水排水管のメンテナンスのことについてお答えいただきました。ありがとうございます。

かなりの流速で流れることにより、管の中にはなかなかたまらないとお答えのようですが、今回の秋葉川の氾濫によってですね、かなりの土砂、何立方メートルという土砂がですね、結局道路が損壊しましたので、その土砂が流れ込んだということが考えられます。その土砂が必ずどこかに行き着くわけですね。最後は海なんですけど、小島の雨水のため池あたりにもたまっているのではないかと思います。もう少し、この堆積物についてわかるように御説明いただければ幸いなんですけど、お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（古賀正則） 雨水排水路の、このたびの土砂堆積の撤去状況について、詳しくということでお答えさせていただきます。

開水路、開いた水路に大量に堆積した土砂につきましては、下流に泥水等が流れないように処置を行いまして、重機や人力によって土砂を撤去させていただきました。それから道路や歩道の下にある目視できない排水管に堆積した土砂につきましては、管の口径の小さなものにつきましてはジェットといいまして、水が噴き出す水流によりまして、枡等に押し流した後、撤去させていただいております。また、管口径の大きなものにつきましては、バキューム、吸い取る機械がございますけれども、こちらによって撤去させていただいております。基本的にはこのたびですね、地域の皆様に御協力いただきながら、土のう等に詰めていただき回収させていただくものと、今、説明させていただいた、我々のほうが業者に委託しまして撤去する形をとっておるということでお説明させていただきます。

○議長（児玉朋也） 藤井議員。

○10番（藤井馨） ありがとうございます。的確な管理が行われているということでございます。

続きましてですね、秋葉川のスクリーン。これは2段構えになって、最後にもう一つごみ除去の装置があると思うんですけど、今回一番上のスクリーンに大量に土砂と樹木がかかったことにより、ここからあふれ出ているという状況だったと思うんですけども、先ほどのお答えから、第一スクリーンというんですかね。この名称ちょっとわからないですが、一番上手のスクリーンの高さを低くするというので改善を行うというようなことだったと思うんですけど、私もそうだろうと思います。というのが、浮遊物というのは必ず上に

かりますね。土石は下に堆積しますので、ここの目が詰まっても、低かったらここをオーバーフローして次のスクリーンにかかるということになるかと思imasのでね、これは余り費用もかからなくて当たってるんじゃないかなと推測いたしますけれどもね、次に、そういった豪雨が降らないと、これ実験みたいなもんではっきりわかりません。

ということでですね、まだ1、2点つけ加えて御検討いただきたいと思うんですがね。水路がコンクリを打ってですね、平らになってるんですよ。そういったことで大きなこんな石がごろごろ今回流れてスクリーン詰まったんですけどね、このことについて何かね、今後検討していただけるのであれば、それも含めて、それがスクリーンに直接かからんようなことを考えていただきたいということが1点とですね。スクリーンに目詰まりするわけですから、第一スクリーンのところのメッシュというか広さをね、若干広げて大きなやつをまずとめて、小さいやつは下で受けると。2段構えの構造を上手に考えていただけたら地下の800ミリメートルの排水管ですね、地下の排水管に流入することが防げるんじゃないかなという。私、全くど素人なんですけども、そういうふうに考えておりますので、このことについてお願いをしたいんですが。コメントがございましたらお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 上下水道局工務課長。

○上下水道局工務課長（中司和彦） スクリーンの目の間隔でございますけども、これにつきましては、先ほど市長の答弁にありましたスクリーンの改良に合わせて工夫したいというふうに考えております。

答弁ありました、スクリーンの上段側ですね、上側のスクリーンを切り下げる等の改良につきましては、御指摘のとおり大雨降ってみないとわからないということがございますけども、上流域からですね、流路を塞ぐほどの大量の土砂がまた流出してくるということになると、スクリーンで土砂がいっぱいになってしましまして暗渠管への水の流入を阻害してしまうという可能性もございます。上流からの土石の流出防止であるとか、砂だまりをふやす等についてですね、河川管理者ともちょっと相談をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 藤井議員。

○10番（藤井馨） ありがとうございます。

今の関連でですね、1件忘れておりましたけれども、スクリーンのごみを除去するために上に小さな橋といいますか、作業場というか、それがかかっていますよね。スクリーンの上に。今回がそこも一緒にあふれたごみが皆かかったということで、ここもあわせて検討していただきたいと思imas。よろしくお願ひ申し上げます。

続きましてですね、豪雨時にマンホールのふたの穴から勢いよく水がぴゃーと上がっていることがあります。そういったときには豪雨の量が排水能力を超えているんじゃないかというふうに私は思っているんですけども、そういった状況の中で開放された雨水排水路もござimasよね。それと道路が合わせて水平状態になって、どこが道路か、どこが水路かわからなくなるということも考えられます。そういったときにですね、避難勧告とかそういったものが出たときに、大雨の中をですね、避難所まで移動するということがなかなか

か困難ではなかろうかというふうを考えておるわけなんですけども。最近でも話題になりましたけれども、避難勧告が出て避難所まで避難をしないという人がかなり多くいらっしゃるというふうなことでニュースになりましたけれども、地震等で自分の家が倒壊すればね、それはもう雨露しのぐために避難所に向かわなければなりませんけども、大雨が夜にあって、その中を避難所までびしょぬれになって行くということはちょっと考えにくいところがございます。ぬれて到着してもですね、着がえとかいろんな問題も発生しますよね。諸問題が発生しますので、なかなか避難所まで行かれないんじゃないかなというふうに考えております。

各地の災害の事例を前段でいろいろ述べさせていただきましたけれどもね、大竹市において、大きな災害が起こらないためにも、お答えは先ほどございました。徐々ではあるが新町雨水排水ポンプ場が前に進んでいるというお話でございましたので、このことをますます取り組んでいただいでですね、お願いを申し上げますね、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 続いて、3番、末広和基議員。

〔3番 末広和基 登壇〕

○3番（末広和基） 大竹新公会の末広です。

早速ですが、通告書に従い、質問に入らせていただきます。

最初に全く私見ですが、私が最近感じていることから入りたいと思います。それは、最近耳にしなくなった言葉が3つほどあります。それがお役所仕事という言葉ですね。それと専業主婦。最後にこれあんまり一般的じゃないですけども組織選挙という言葉。なぜ、最近聞くことが少なくなったのかなと少し考え込んでみたのですが、それぞれ思い当たることがありましたので、一つずつ掘り下げてみたいと思います。

まず最初のお役所仕事についてです。これは三省堂の辞書にも載ってるんですが、形式主義に流れ、不親切で非能率的な役所の仕事ぶりを非難している言葉とあります。なぜ、このように風評されてきたのでしょうか。また、なぜ、この最近、私の私見ですけども、20年ぐらいの間に耳にすることが少なくなってきたのでしょうか。こういった視点で改めて考えてみました。

最近、20年程度の社会の変化と地方行政を取り囲む環境や内部変化を対比しながら、まず行政組織を運営している仕組みを挙げてみます。

最初に、単式簿記、現金主義会計、単年度予算主義、文書主義、短いサイクルの人事異動、これについては先ほど先輩議員が御質問されましたが、あと集団的組織運営など、これらが現在の行政組織文化につながる特徴的な制度です。かつて、市政発足以降、インフラが整備され続けた時代、戦後から民主化が浸透し、恐らく2、30年ぐらい前までの期間だと思いますが、これらの制度の運営によって今の町はでき上がってきたのだと実感しています。ハード的な市民ニーズはある程度満たされ、必要とされるものはほとんど提供されて、地域の中で大きな差を感じなくなったこと。このお役所仕事などという表現も使われる機会が減少し、耳にしなくなったと思われれます。この間、バブル崩壊や自然災害を経験し、国の借金である国債の発行残高もふえ続けた結果、地方自治体を取り囲む外部環境

も大きく変化し、地方自治も変革の時期に入っていました。人口減、少子高齢化の勢いが徐々に大きな意味を持ち始めています。地方自治法の改正が矢継ぎ早に繰り出され、合併をしなかった大竹市においても、職員数の削減や雇用条件の変更など、財政難を切り抜けるための痛みを味わいながらも、旧来の組織文化の本質は変えてはならないものとして継続していると感じます。また、そうあるべきだとも思います。歩みは遅く、たとえ30年かかろうとも、少しずつ確実に進め続けるのが行政の責任ですと市長は言われてきました。ハード事業のみならず、これからの環境変化に対応できる組織になっていくためのソフト事業はどのように進めていけますか。

2つ目の言葉が専業主婦についてです。行き過ぎた核家族化から社会の安定志向の流れの中で、3世代、4世代の家族構成もめずらしくなくなってきました。4世代家族の例として、80代に入ったおじいちゃん、70代後半のおばあちゃん。若いころは専業主婦が多く、50代後半のお父さん、お母さんの世代までは共働きでもありました。家事はお母さんの仕事という意識は最近薄まりつつも、まだまだパートで扶養内である。このような中で、離れに独立している子育て世代には専業主婦とは全く意識にも上らない言葉です。この中で、この家族内での役割と行政の役割を比較してみると、双方の仕組みに共通の変化を読み取ることができます。かつて専業主婦の家事で営まれていた家族でも、この例ではみんなの協力が必要となっています。また家計も負債と資産の管理、収入と支出は複雑になっています。リースやローンの返済、車の車検や保険、家族の生命保険や国民健康保険、年金受給やアパート経営の契約や管理業務、固定資産税、学生の学費や結婚等々、複雑な家計の管理はPCや新たな会計システム、また税理士に依頼したり、金融機関の総合サービスの利用が必要です。それが行政の営みとなれば複雑さは以前とはさま変わりしています。分権一括法以来、国の制度としての住民サービスの充実、複雑な交付金制度、起債パターンの拡大や許認可制度の強化。ほぼ完結した行政サービスのインフラ試算の維持、更新、統廃合、防災対応、負債と資産の総合管理会計につながる新公会計制度。将来を見通した総合設備管理計画の遂行などなど、挙げればきりがありません。このような中で、相変わらずお母さんには家事をやらせてもらっても当たり前。市民の皆さんは行政にサービスを受けて当たり前。こんなところがよく似ていると感じます。会計制度のシステム化の推進による長期を見通したマネジメントシステムへの具体的取り組み。住民理解をより深め、もっとわかりやすい会計報告への仕組みの構築により、末の状況を共有し、行政運営への市民の参加。すなわち、積極的な家族を必要とさせてきています。市長への市民の信頼が一層深まっている今が、そのスタートのチャンスではないでしょうか。一問目の組織文化の質問でもお聞きしましたが、ゆっくりとでも確実に具体的な行政組織的取り組みの今後を伺います。

3問目として、3つ目の言葉が組織選挙です。昭和30年代から日本の工業化の先進地として発展してきた大竹市は、文字どおり企業城下町として今に至っています。その大手企業の進出や撤退、製造品の変遷や資本の提供者の移り変わりによる経営方針の変更なども、まちの全てに大きな影響を受けてきました。その是非や歴史を問うわけではありません。過去から現在までを冷静に事実として受けとめ、今、この時点から将来を見渡す中に、今

私たちに何ができるか。何をなすべきかを考えようと思います。

その考察の一つとして、大手企業に大きく依存している町の中で、多くの産業構造の担い手としての商店などの個人事業者も多くおられます。今回の質問は、その中でも独自の産業構造の担い手として町を支え続けてこられ、工場を支えられ、今、まさに激動の環境変化に見舞われている中小製造業にスポットを当ててみたいと思います。市長もこの業界の当事者として、長年御努力されてきて、今、その手腕を行政経営に生かしておられます。

少しテーマが近過ぎてお答えしにくいかとは思いますが、どのような産業振興関連の視点をお持ちでしょうか。行政の責任と危機感をよい意味でのリーダーシップに切りかえ、商工会議所や対象の地元企業の皆さん、行政が一堂に会する必要があるのではないのでしょうか。まず、現状の把握と共通の危機感を見出し、これからの地域産業のあり方を共有することを目的にした会合を望みたいと思います。お考えを伺います。

以上で、登壇しての質問を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、最近余り聞かなくなった言葉として、お役所仕事を挙げられました。職員が日々、市民の皆様と接するにあたり、笑顔と明るい挨拶での対応を心がけてくれていることのあらわれではないかと、今うれしく思っています。

しかし、私個人的には、実は今でもたびたび耳にする、お叱りを受ける言葉でございます。市役所はさまざまな方々からお声をお伺いします。しかし、全てを受けとめるわけではございません。思いがかなわなかったときに、人はその気持ちをおさめるためにお役所仕事という言葉が使われているのではないかと。御質問を伺いながら感じておりました。より質の高い組織となるために将来を見据え、一石を投じるとの思いで御質問をいただいたものと受けとめさせていただきます。ありがとうございます。

1点目の行政組織の仕組みと環境変化に対応するための変化についてでございます。議員がおっしゃいましたとおり、地方自治体の会計は複式簿記の企業会計になじみのある方々には大変わかりづらいこともあろうかと思います。また、定期的な人事異動を初め、さまざまな業務遂行の過程にも民間企業とは考え方や対応は異なる点多々ございます。これらを行政独特の組織文化と感じられているのだと思います。

民間企業との根本的な違いといたしまして、行政にももちろん経営感覚やコスト意識は必要でございますが、地方自治体は利潤を追求しないという点があろうかと思います。地方自治法に掲げる住民の福祉の増進。つまり、市民の皆様が豊かさや幸せを実感できるために脈々と積み上げてきたものが自治体の組織風土になっているのではないかと思います。

根本的な部分は、今後も変わることはないでしょうが、時代背景や社会の変化に応じて優先度や取り組みの方向性が変わっていくものもでございます。御指摘の人口減少、少子化、高齢化社会は、日本全国の自治体に共通する大変大きな環境変化でございます。本市では、人口減少のカーブを少しでも緩やかにするよう取り組むとともに、当面は環境変化を念頭に置きながら、市民の皆様が幸せを感じる、この大竹で生きがいを持って生活できる行政運営を目指しています。

平成31・32年度に作業を進めます、まちづくり基本構想では、市民の皆様方とともに目指すことができる将来像を描いていきたいと考えており、策定作業を通じまして職員の意識変化やスキルアップにつながる仕掛けも盛り込む予定でございます。

これらの取り組みを通じて、必然的に変わるべきものは変わり、残るべきものは残り、少しずつ進化しながら本市の風土がつくられていくものと思っております。

2点目の、行政と住民自治との関連性についてでございます。支える側の人口割合が急激に減少していく状況にあって、市民の皆様には少しずつでも一緒に荷を担っていただきたいとお願いしてまいりました。実際に各分野の計画策定や事業実施など、さまざまな場面で多くの市民の皆様方に御協力をいただいております。大変感謝いたしております。ありがとうございます。限られた人員・財源で、目的を達成する。また、より大きな効果を生むためには、市民の皆様方にもそれぞれの可能な範囲で役割を担っていただき、行政とともにまちづくりを進めていくことが必要になります。例に示された家事の役割分担と同じように、市民の皆様方が少しずつ荷を担いでくだされば、市もまた新たな事業を実施したり、事業内容を充実したりすることができ、結果として町の魅力を高めていくことができます。

そのために、市民の皆様に対しましても、財政や市政の動向などをわかりやすく繰り返し情報提供していきたいと考えています。どのような形がわかりやすく、関心につながるのかを考えながら、まちづくりを進めていけるよう検討してまいりたいと思います。

3点目の、中小製造業の現状の把握と今後の市行政にとっての位置づけについてでございます。本市の産業の特徴として、製造業に従事する方が多く、化学工業、紙・パルプなどを製造する大手企業や多くの中小企業の皆様に支えられている面が大きいと考えています。大手企業は地球規模での視点で、世界中、また国内全体を見据えた生産活動をしており、生産体制や組織の変遷によって中小製造業に影響を及ぼす可能性があることは十分に承知しております。

これまで本市では、商工会議所や市内企業から各種会議などの機会を通じて本市の地域性を反映した情報を提供していただくほか、国・県などから中小企業に共通した情報を広く把握した上で、安定的な企業経営や設備投資などを支援する施策を講じてまいりました。

具体的には、経営資金の融資や設備投資を支援する産業振興奨励金、人材育成に対する助成などのほか、間接的な支援として中小企業の金融や経営、労務の相談等を担う中小企業相談所などへ補助金を交付しております。また、生産性向上のために新たな設備投資を行う中小企業に対し、国の補助金や金融機関の融資などで優遇措置が受けられるよう、生産性向上特別措置法に基づいて導入促進基本計画を策定するほか、固定資産税の軽減などを実施しています。末広議員の御指摘のとおり、地元中小企業の現状把握や情報共有につきましては、これまでの取り組みに加え、その時々の実情にあった施策を展開してまいりたいというふうに思います。

自由経済体制の中、行政でできるところは大幅が狭く、大変苦慮しておるところでございますが、多くの方々と人心を一致して、人心を集めまして、効果が上がるようないい現実的な方法を、これからも関係機関と協議しながら中小企業の経営安定化に努めてまい

りたいというふうに考えております。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 私の認識不足の部分も大きく埋めていただきながらの御答弁、ありがとうございました。

1問目の行政組織文化についてで、2回目に続けていきたいんですが、参考資料でA4版の本当に簡単に手づくりでつくったグラフなんですけども、オレンジ色のとブルーのラインが表現されたグラフ。これ必要と要求という言葉を使っていますが、下のオレンジ色のほうが必要とされる市民からのニーズですね。徐々にですが、要求という要素のブルーのラインが、その上を越してきているように感じます。

今の時代、社会変化の拡大によって市民の価値観も同時に多様化する中で、ニーズ以上の要求として増大し続けているように感じます。ニーズには応えなきゃならんし、必要とされるものを推測してでも提供するのが行政の役割だとは思いますが、市民のニーズを超えた要求に対応するため、ひょっとすると、ある意味不要な努力につながるエネルギーを消費しておられませんでしょうか。

私たち議員も市民の皆さんから、個々には相当の要望や要求。下手するとわがままや欲求や欲望まで突きつけられることもあります。そういった中で、それを突き放すではなく、受けとめさせていただきながらも、そのお言葉の心の奥にあるものをいかにくみ取りながら、その本質的なニーズにお応えすべきか考えながら接しさせていただいております。

当初の市政のニーズに应运えてきた、現存するインフラの一費用の拡大や施設の統廃合を伴う再整備などへの対応事業に振り向けるため、市民の皆さんとの、またステークホルダーという表現もありますが、さまざまな御意見の対立や衝突を軽減するための仕組みや職員の皆様方、また我々議員の能力の向上が可能な組織力を今後いかに組み立てていかれるでしょうか。市民の皆様や職員の理解を求めて、あえてしっかりし、現状を表現し、たとえ理解が当面得られずとも継続して表現し続けて、市民の皆様含めて一緒にやり続けることが必要な時代であろうと考えます。

最初の質問と大きく重なる部分もございましょうけども、市民の皆様の本気の協力を引き出す取り組みについて、既に取り組んでらっしゃると思うんですが、お答えいただけることがあればお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 自治振興課長。

○自治振興課長（伊崎喜教） それでは、ニーズを超えた要求に対応するエネルギー。これをどのように市民の本気の協力を引き出す取り組みができるかどうかというところについて、お答えさせていただきます。

生活環境や行政サービスが一定程度まで充足いたしますと、大多数の方に共通する絶対的な施策が少なくなり、価値観の多様化や個々の事情に応じてサービスが細分化されてきているものと考えます。

2点目の質問と重なる部分もございしますが、インフラや施設の維持管理だけでなく、これからのまちづくりを効果的に進めていくためには、市民の皆様との協働は不可欠な視点

と考えております。さまざまな人、団体から参加され、それぞれに立場も異なる市民の皆様とまちづくりを進めるに当たり、最終的に一定の結論を導くためには職員にも能力や技術が必要になってくると考えております。立場の異なる者が集まる中で合意形成するためには、職員も市民の皆様方も互いに尊重し合うことが前提でございますが、初期の段階ではそれぞれに主張することが大切であろうかと考えております。その上で、互いの言い分を理解しようとする、聞こうとする姿勢を持つことで、大多数の方が一緒に目指せる方向性を定めていくことができるんじゃないかと考えております。

全ての立場の方にとって90点、100点の評価をいただける結論は残念ながら導けるものではないというふうに思います。譲るべきところ、取り入れられることをお互いに模索しながら着地点を探していく作業であろうかと思っております。そして、結論が出た以上は、同じ目的に向かってそれぞれの役割を果たしながら取り組んでいくことが大きな成果を生むと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） まず、必要と要求というグラフについてでございます。このようなことがあるのではないかという御指摘ございました。

現在のわがまちプランを策定するときです、指標としてアンケートで幸せ感に関するポイントを上げるというものを一つ設定しております。これがまさに末広議員が指摘されたことですね、以前は満足度調査というものをしておりました。ずっと長い間、7年ぐらいい間の間、満足度と重要度というのを聞くんですが、重要度のほうが20ポイントぐらいい高い。満足度は20ポイントぐらいい低いんですね。必ず低い。上下はありながら低いということです。まさに今、この満足度って何なんだろうと考えたときに十分でないですね。幾らでもウォンツはあるということですね、今、既にいろいろなことを始めておられますかという話をされてましたが、満足という言葉はまず使わないようにしましょうというのが一つポイントです。満足じゃなくて、充足度はどうでしょうか、進捗度はどうでしょうか、幸福感ですよ。ちゃんと暮らせてますでしょうかとか、そういったところに視点を置くような形にするということで一つコンフリクトマネジメントとさっき言われましたが、そういうところに資する取り組みになっているのではないかと思います。

もう一つはですね、このわがまちプランをつくるときもそうだったんですが、来年度から作業を進めてまいります、まちづくり基本構想の策定。これが大きな市民の皆さんとの意見を聞きながら話を進めていく、一つの大きなチャンスになろうかと考えております。わがまちプランのときもたくさんの市民の方の御意見をお伺いし、その中に職員が入っていった一緒に考えていきました。

今回、まだ企業から御提案をもらう段階ですので、どのようなことになるかというのはちょっとわからないんですが、今回もそこを職員の研修の場として活用したいというふうに思っております。その場です、いろいろな職員が市民の皆さんと話す機会を通じて、双方が話をすることでともに目指す将来像、こういったものを決めていけるのではないかと考えております。こういった機会を通じてですね、取り組みを進めてまいりたいと考

ております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 大変、心のこもった御答弁ありがとうございました。

続きまして、まだまだ組織文化について伺うんですが、行政組織の特徴を表現する言葉の中に、縦割り行政という言葉をよく耳にします。民間でも大企業病などと表現されていたりするんですが、国の省庁は、それぞれ独立した大きなビルごとに文字どおり縦割りで大きなビルが、コンパクトな大竹市の組織はフロアごとに分かれて横に並んでる。これを縦に割ったらですね、部門間プロジェクトになるんですが、組織横断的なプロジェクトチームに、逆に縦に割ったらなるんですが、組織図概念上ではどうしても省庁に向いてますから縦割りはあるべきだとは思いますが、各省庁の補助金事業が現実につながっているため、担当部署の専属事業として予算書に計上されていきます。予算書は款ごとに分かれてる。

これから昔のインフラと違って、町の将来を想定した場合、単独事業補助金予算で単独で何かをつくる。何かを事業するというんじゃなくて、市民のニーズは横に広がってますから、つながってきてくると思うんです。だから複合施設のような、企画力とかですね、いろいろ省庁の壁も法的制約もあるかもしれないんですが、そういうことを企画できたり、当初の建設費、事業予算だけではなくて、それはその年度で終わったり、事業年度またげばそれで終わるんですが、現金主義で最終的に支払い済まして終わったら、もう事業は終わる。けども、その事業を行った以上、そこに物があればですね、将来的には償却費や維持、メンテナンス。その用途への返還の可能性などを考慮しなきゃならなくなったり、最終の50年後かもしれないませんが、解体費用まで発生するわけです。

今の予算書を、まだ3年少しですけども拝見してみて、将来の発生経費を想定した予算化ってないんですね。見通せてない気がします。だからこの辺が公会計制度の強さでもあるんですが、弱さにもつながっている気がするんですね。生涯経費を想定したマネジメントが必要だと考えます。現在は省庁の壁で仕切られた、文字どおりの縦割りが、将来には用途変更なども可能な柔軟な考え方や制度が発生してくると思います。そういう時代がくると信じて、その次代を担う若い職員の皆さんの時代を想定した組織文化を読み通して、ぜひともマネジメントを組織経営に大きな能力を発揮されている市長の在任期間中に、ぜひとも来るべき未来への営みを期待したいと思います。

トップが選挙で選ばれ、一定期間後には変わっていく。この組織文化の大きな特徴でもあります。必然的に絶対的なトップダウンの組織にはなり得ないと思います。20年後には、この町のリーダーは現入山市長ではないでしょう。今からスタートしてゆっくりと確実な未来に向けた組織文化が花開く方向に、ぜひとも職員の皆さんに向けてですね、新しい組織文化に向けてかじを切っていただければありがたいと思います。この件について、何かコメントいただければ。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） ありがとうございます。

行政は縦割りとのイメージが大変強いかと思いますが、それは議員おっしゃるとおり、法や制度、管轄省庁によって所管する部局が決まってしまうからだというふうに思います。

しかし、現実に事業を進めようとしたら、部局間での調整や議論をしながらでないと実現できない事業がたくさんございます。例えば、今進めております、大竹会館の建てかえにおきましては、生涯学習課を中心にして進めましたが、都市計画課や市民税務課、総務課、企画財政課など、幾つもの部局で協議して、ようやく一つの形になり得ました。

現在の組織機構は目的を効率的に達成するために最適と考えて設定したもので、それぞれの立場や意見を尊重はするものの、市民協働と同じように、職員間においても他者の立場や状況を推しはかりながら物事を進めていく必要がございます。その意味でも広い視野や多面的な物の考え方が求められ、人事異動の大きな意義の一つでもあると思っております。

議員がおっしゃるとおり、より柔軟な発想と高い企画力という点では、さらに高いレベルでの人材育成が求められるというふうに思っております。主目的だけでなく、幅広く副目的を含めて複合的に組み合わせることで、相乗効果を生んだり、効率性の向上、コスト抑制につながるなどの効果を見込んで、それを選択するセンス、感性や実行力が必要となってきます。そうした人材を組織的に、どのように育成していくのか。まさに議員おっしゃるように、大変大切な視点でございます。これは一つには日々の経験の中から少しずつ進めていく、そのことしかないように思います。また、どれだけ視野が広くセンスにあふれた職員であったとしても、他者からの理解や協力が得られなければ横断的な施策は実施するには至りません。各部局がそれぞれのすき間を埋めたり、上手に橋渡しをしたりすることによって横断的な施策が前に進んでいくものと思います。

まずは、周囲から信頼を得られる人間関係を築くことが何よりも重要であり、日々のさまざまな業務の中でコミュニケーションをとることが大切だというふうに思っております。

それともう1点、やっぱり課題懸案はお互いが共有し合うということも大きな視点になるかと思えます。幸い、本市はお互いの顔が見える小さな組織でございます。これを一つの強みとして、これからもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 市長の心から出てきた言葉として、お考えとして受けとめさせていただきます。ありがとうございました。

小学校のときの運動会で、女の子と手をつないでフォークダンスか何かやるんですが、そのときは手をつないでるだけなんです。でも高校時代の同級生が集まって同窓会をやるとき。そのときは肩組むんですよ。だから、組織横断的な手つなぎだけではですね、ちょっと手が離れたら、間があいちゃうんですよ。ぜひとも、イメージ的にはですが、肩組んでですね、気持ちそろえて少し離れてもつながってますので、間が漏れんと思うので、そういう面で、今おっしゃってくださったような取り組みに進んでいただければありがたいと思います。

組織文化については最後の質問ですが、ちょっとこれは苦言になるかもしれないんですが、失礼かもしれませんがお聞きします。

私もまだ少年兵で、3年前初めてこの本会議で質問させていただいたときから、極力自分の感受性をなれさせないように意識してですね、こんなもんだという気持ちにならんように、いつも新鮮な気持ちで入り口入るときに礼をして入るんですが、その中で気づいたことがありました。それはこの町にはね、行政の近くで見させていただくことで、たくさんの宝物があるんだなということを、改めてこの年になって気づきました。まず、自然の地勢ですね。先人の御努力で、既にでき上がっている国や県や市の膨大なインフラ。それから優秀で真面目な職員の皆さん。法律の下でとはいえ、安定的に運営可能で堅実な組織文化はほれぼれします。これらは大きく変化することや、ましてはなくなりほしくないと思います。

しかし、しばらくは大丈夫なんですが、先がちょっと心配な宝物もあります。一つはすばらしい能力と信頼のおけるリーダー。税金につながる付加価値を生み出す産業構造。最後に当面安定はしている通貨での国債や地方債の発行を可能にしている国家の信用。これらがこれから先もずっとあるとは限らないと思いながら感じなきゃいけないと思っています。

そういう中で、唯一、問題と感ずることがあります。大変失礼かとは思いますが、将来に対する危機感、緊張感のようなものがですね、昔は親方日の丸なんていう表現もありましたけど、決してそういう意味じゃなくてですね、今あるものがこれからもあり続けるんだと。また、行政の組織、仕組みというのは、そうあっていただかなきゃならんのですが、長年、この組織いるとですね、もう来年もあるよと。再来年もあるよと思いがちな気がするんですね。なぜ、そのことを感ずるのかはですね、できるだけ年度ごとにできるだけ多くの予算を組み立てることを目標にする。極力、予算どおりに業務を進めて、単年度の中での出来事は確実に記録に残す。この辺はすばらしいですね。これは組織力だと思います。

その中で、過去の出来事から現在までの記録が単年度であるがゆえにですね、続いた記録が少ないんです。その年度はきちんとおさめがつく。で、しっかりした文書管理の規程に基づいた記録が残る。先ほど、先輩議員の質問にもありましたが、人事異動がある。そのときに過去の単年度の記録、バインダー3年分、その中である要件で3年間を見通したいということで、次の担当の方が3年分通すことができない。そんな気がします。時系列で整理して、今期のデータを次につけ加えて、来期以降につけ加えて。そうすると、まだ自分は新任でも過去の先輩が築き上げられた3年、5年、10年のデータがつながるとるのが一望のごとく見える。これを自分の力で新任でやろうとしたら10年分のバインダーを全部開かなきゃならない。ある事柄で調べたいと。昨年、断水がありました。過去10年間、断水何回あったんじやろうと。これ調べるの大変ですわ。

各部署でそういう形の記録の残し方があるべきだと思われる要件というのは違うと思いますし、その部署の中身をよく知ってらっしゃる方でないと、ただ仕事をふやしてもしょうがないんで、こういう継続資料がね、本当に乏しい気がします。断面的な視点で解析を行う目的のための資料、データではなくて情報に切りかえていただきたい。そうしますと、

短いサイクルの人事異動でも、すぐに過去の先輩の功績、実力、実態を把握して、ことしのもは新任でもその上に一行だけ加えます。そういう引き継ぎができるような積み重ねのデータがですね、今、かつて文書主義というのは紙ベースで記録を残さなきゃいけないと。でも今はデジタルデータですから、クラウドで全部のデータが、IDは要るんでしょうけども閲覧できるようにシステム上ではあります。けども、外部環境がすごく変化したときに、突発の事故が起こったときに、過去の事例を調べたいと。そういうことが起こったときに、なかなかさかのぼりにくい文書管理の規程になっている気はします。

外部環境の変化へのデータの解析は、その都度、質や視点を変えて表現されるべきだと思います。その中で、定例の作業ファイルのデータ行為は定例業務として表現化されているとお話伺ってます。そこで生まれた標準化が進めばですね、またシステム化が進めば、過去紙ベースでやっていた時代よりも合理化はどんどん進んでいけるでしょう。今のような時系列で並べたデータ情報群が蓄積されれば、定例業務も標準化は進みやすいと思います。その中で余裕を少しでも醸し出していただけただけ分、業務ファイルとしてですね、部署内の共有、他部署からの閲覧、また引き継ぎの際のですね、ノウハウの継承、情報の共有というようなシステムの有効な生かし方について、少し。この3年、いろんな部署でいろんなことが起きたんですが、そういう継続データのものが無いので、お伺いしてもですね、大変恐縮なんですよね。いや3年分、倉庫行かないと、というような話になっちゃうとですね、もうお願いするのも申しわけない。ぜひとも、どういうデータがどういう情報に切りかえたらいいのかというのは、もう皆様方で考えていただくしか方法はないんですが、ぜひともそんな視点をですね、今後、組織内で持っていただけることをお願いして、この件について何か共通のテーマなので、どちらにという話にはならないのですが、コメントがあれば組織文化についての質問は終わりたいと思います。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（吉岡和範） 将来に対する危機感、緊張感がちょっと薄いんじゃないかという御指摘だろうと思います。

行政の基本的な仕組みとして、そのとき、その場所にいる人が納める税金でですね、そのとき、その町にいる人が行政サービスという提供を受けるという形が行政の基本ですので、その基本的な仕組みという側面から見ればですね、なかなかそういう将来に対して、というものが薄いというところはあろうかと思えます。

ただ、職員その中で一人一人みずから将来の業務についてですね、しっかりと悩み、知恵をめぐらせているというふうには思っております。このたびの予算編成におきましても、職員にはですね、この先の財政運営であるとか財源の見込みをしっかりと持って臨むようにというふうに求めてきたつもりではございます。

将来を予測するというのは大変難しい問題だというふうには思っております。公共施設のことでもございますけども、過去からの贈り物でございます。ですけれども、これも時としてはですね、負の要素というものは大きくなるというふうにも感じております。未来のために、今どういことをしたらいいのかということですね、かなり前からでございますけれども重要化していくという努力をしているというところでございます。

未来予測につなげていくという視点で、外部環境の変化に対応するためのデータをどうやって引き継いでいくかと。データというか情報というふうにおっしゃいました。それらについて引き継いでいく仕組みにつきましてもですね、どういったことを予測してやっていくかということによって、引き継ぐべきものも変わってくるかというふうには思います。何もかもということとはちょっと現実的ではございませんし、その中でどういったものをするかということになってこようかと思えます。なかなか将来難しいといいながら、必ず必要となるものはあろうかと思えます。外部環境が変化をしたとしてもですね、活用可能な連続性を持ち続けるように、大切な視点だと思っております。どういう情報をどんな形にすることが最適なのかと。文書管理の考え方も含めてですね、考えていきたいというふうに思っております。人材育成の視点の中では、基本方針の中で変化を敏感に感じとって、それに対応できる職員というのを我々も求めているところでございます。そうなるように努力していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 大変ありがとうございました。大変力強く受けとめさせていただきました。

組織文化については終わらせていただいて、もう30分経過したところなんですけども、もうしばらくおつき合いいただければと思います。

提供資料で、ちょっと横長のグリーンの絵を用意させていただいてんですけど、これちょっと2問目の1回目でも、これをちょっと活用させていただいてはおるんですが、この中で少し細かい話をさせていただければと思います。実を言いますと、私、1カ月ほど前に2週間ほど妻がいなくて、掃除、洗濯、家事全てをですね、リーダーとしてやったこともないことを家族でやり切った経験があるんですけど、そのときに初めてですね、60過ぎて洗濯物を畳む。それを、それぞれの引き出しへ片づけるのをやってみてですね、いかにこの家事の大変さをですね、思い知らされたんですが。その中で、プチ家事という言葉聞いたんですね。過去、先ほど申し上げたように、共働きがずっとなったり、家事の全てをお母さんが担うという時代はもう終わったと思います。そういう面で私も反省しております。掃除、洗濯、食事の準備、大分類でそれを大きく役割分担できません。例えば洗濯でいえば、そのときに息子や娘たちにも言うんですが、自分で風呂へ入るのに脱いだときに裏返しに脱ぐんですね。洗濯機入れるときには、それを表にせないけんし、乾いたやつは裏返しやったら汚れもよう落ちとらんし、またひっぺ返してですね、畳まにゃいけんのですね。自分で元に戻せよと。汚れた衣類やタオルなどは洗濯かご3つ用意しといてですね、それぞれに分けて入れてくれと。シャンプーが途中で切れましてですね、詰めかえ用を用意してシャンプーボトルに詰めかえたんですね。あいたパウチの容器は燃やさないごみの袋へ入れにゃいけんのですがね。こんなちっちゃな家事、もう至るところにあると思います。大竹市のごみ収集のシステム、きょうも資源ごみの日だったんですけども、大変分類がすばらしくされて集積場にあるのを見ますが、あれを段ボール結ぶとかですね、新聞と広告を分けて運ぶとか、こんなちっちゃな家事のことをプチ家事というんだそうで

す。

これを行政サービスに当てはめてみるとですね、全てを行政の仕組みに依存するのではなくて、今は社会福祉法人やシルバー人材センターに業務委託したりして、管理者制度なんかもできてます。もっとプチ家事になると、自宅の周りの市道の道端のごみを片づけたり、草抜いたり、公園の整備を自治会で受け持ったりというのが普通になってきています。これからは、地域防災や高齢者、子供たちの見守りに積極的に市民参加が必要とされたり、防犯灯や監視カメラによる地域の安全・安心も少しずつ個人や地域の役割として取り組まなければ、より細やかな行政サービスは不可能だと思います。防災情報の入手なども、先ほどのプチ家事に該当するテーマです。大きな災害を経験し、安全はみずからが積極的に求めていただかなければ、全てを提供することは不可能だとも最近是有識者がテレビ、その他で表現され始めました。

大がかりな情報発信の仕組みに、費用をハード面にかけて続けるよりも、もっと市民の皆さんみずからが求めていただけるように、真剣に訴えることの必要性を感じますが、ある意味これもプチ家事ですが、ちっちゃなテーマではあるんですが、御意見をいただきたいと思っています。

○議長（児玉朋也） 市民生活部長。

○市民生活部長（香川晶則） 情報発信に費用をかけるよりも、市民の皆さんがもっとみずから求めていただけるように真剣に訴えることが必要じゃないかという御意見いただきました。ありがとうございます。

私のほうからは、市民自治の推進役としての市民生活部としての立場からお答えさせていただきたいと思っています。私たちといたしましては、議員がおっしゃいました、市民の意識改革、あるいは機運醸成に向けてどのように訴えていくかということをいろいろ模索しているところでございます。

協働の意識が高いまちというのは、一つには既に一翼を担っていただいている方々の姿を見て、あるいは接して、じわじわと周囲に浸透し広がっていくということがあると思います。また、もう一つの要素といたしまして、協働や市民参加によって得られた成功体験も重要になるんだと感じております。成功体験のためには、まず何らかの形でかかわっていただく必要があるわけですが、第一歩の段階。つまりかかわるといところで結構ハードルがあるかと思っています。

ただ、多くの市民の方は、住んでいらっしゃる地域の中で日々の生活においてですね、改善したほうが良いなと思う点、あるいは困っている、どうにかしたいと思っている、感じていることもあるのではないかと思います。個人の力ではなかなか解決できない、そういったことを解決するために、多くの方は市役所へ御相談に来られる場合があります。その来られたときに、行政がやるのかやらないのか。言い方を変えればゼロか100かというような解決の仕方では、なかなか解決できない、解決に結びつかない。そういう難しい時代になっているんだと思います。

例えば、ここまでは行政側で支援できるけれども、市民の皆様にはこの部分をお願いすることはできないでしょうか。こういったやりとりをする。その中でお互いの役割分担を

考えて解決をしていくような方法が、限られた予算の中で、そして限られた職員数という厳しい時代で、ますます必要になるんだと思っております。そして限られた地域だけでなく、もっと広い範囲でより迅速に、そしてできれば少ない予算で解決する。そうしたことで、市民の皆様にとっても、また職員にとってもお互いに協働のメリットを実感することができるわけだと思います。

このような体験をお互いが繰り返し積み重ねることで、協働の意味を着実に進めることになると考えております。協働で事業を進めていくには、軌道に乗るまでには時間や労力を要する場合があります。しかし、初めの段階です、しっかりと議論していくことでお互いが理解が深まり、同じベクトルになっていくんだと思います。このベクトルが同じ方向になれば大きな推進力となり、事業が円滑に進んでまいります。そして大きな成果につながっていくんだと思います。私自身も公共交通を進めていく中で、身をもって体験させていただいたところです。市民の皆様と職員がともに喜びや達成感を感じながら、魅力あるまちへとつながっていくよう、地道に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 先ほど、議員のお話の中に防災のお話も1点出てまいりました。防災の情報発信に目を向けてお話をさせていただきたいと思っております。

今までですね、防災行政無線や防災情報等メールシステムを大竹市において構築してまいりました。これには大きな初期投資をしてきたわけですが、当初はですね、情報を与えるという考え方が多分にあったのではないかと推察するわけなんです、これからはですね、議員が御指摘されたとおり、市から発信したものを皆さんが取りにいていただく。そういった姿勢、また情報収集を行い、行動を起こしていただくということが必要だと考えておりますし、またそれらの方策をしっかりと周知、啓発していかなければならないと考えているところです。

その中でですね、来年度、緊急時に情報伝達をしていくハード部分、これに対して今一部補強する予算を御提案させていただいております。そのうち、現状、防災無線は不特定多数の方に、また防災メール等を登録できない市外からの方とかに瞬時に情報を発信していく手段としては非常に優秀なものだと考えております。ただし、音さえ聞こえればいいということではありませぬので、そういった部分について不足していく部分については一部補強させていただくということで対応させていただいているわけですが、当然、先ほど言われたようにですね、これからソフト事業という部分についてもしっかりと力を入れていかなければいけないと考えていますので、これからはですね、ハード部分とソフト部分、双方を織りまぜてしっかりと市民の方々にも訴え続け、その情報の重要性、取りにいていただく重要性というところをですね、啓発または、先ほど議員が言われたように、市民の方々に訴え続けていくということをしつかりとさせていただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 2問目の質問については置かせていただいて、最後の産業構造につい

での質問なんですが、今、執行部として把握しておられる業界、先ほど申し上げたように、中小製造業に絞ってでの話で、基本指標をお持ちでしょうか。何社ぐらいおられるかとかです、合計で何人ぐらいの社員数になるかとか、売上総額や市の税収の推定額とか、そんな切り口で統計的な数字ではあるんですが、お答えいただけることだけでも結構ですから。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） 最初に、製造業の事業所数、従業員数、製造品の出荷額等につきまして、まず説明させていただきます。

今、私の手元にありますが、まず本市にあります製造業全体という形でお話をさせていただきます。

まず、製造業の事業所数なんですが、平成25年は48事業所ございました。これがですね、近い数字で平成28年の数字なんですが、今、これが40事業所になっております。48から40で、これは毎年減少してきております。

従業員数なんですが、こちらのほうはですね、平成25年の数値が3,617人おりましたが、平成28年の数値にはなりますが、こちらのほうが3,848人となっております。こちらのほうは増加という形になっております。特に大きいのは、平成25～27年につきましては微減、もう100名もふえてないんですが、平成27～28年のこの一年間で約300人ほどふえております。こちらのほうはですね、今、考えておりますと、産業振興奨励金として交付しているのがあるんですけど、要はその平成27年に大きな設備投資がされておることが影響あるのかなと分析しております。

製造品の出荷額でございます。こちらにつきましては、これも平成25年が約2,390億円、平成28年が2,610億円ということで、こちらのほうも増加という形になっております。

続きまして、市税収入の関係なんですが、こちら私のほうで税務概要といいますか、こちらのほうの数字をもとに説明させていただければと思います。企業のほうからいただいております税金なんですが、平成29年度でございますが、企業ということで、大きくは直接的な税金としましては法人市民税。それとあとは固定資産税ですね。こちらが該当しようかと思っております。法人市民税につきましては、平成29年度の市税収入が約56億円ございましたが、約1割の5億円。それとあと固定資産税ですけど、こちらの内訳としましては、土地と家屋と償却資産というのがあります。この中で、製造業とかいうのはなかなか区分難しいんですが、区分としましては、例えば土地・家屋につきましては大企業分という形で数字が挙がっております。こちらの数字が土地・家屋合わせますと、約7億円。それとあともう一つは償却資産ですね。こちらにつきましては、通常はいわゆる企業活動している方からいただいている税金という形になりますので、こちらが約15億円ございます。合わせて約22億円ということで、直接的に企業のほうからいただいております税金としましては、約22億円という形になっております。中小企業からというお話もありました。例えば法人市民税でいいますと、いわゆる均等割部分。こちらのほうは一番少ない金額が一事業所当たり約5万円という形になりますので、少なくとも約5万円プラスアルファというものをいただいておりますというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） ありがとうございます。具体的できちんとお調べいただいておりますのでありがたいです。

最後の質問に切りかえてまいります。

今、数字的な要件で表現いただいたんですが、おっしゃってくださったように、大竹市政にとって大きな位置づけを占めている業界という、大事な予算がほとんどではあるんですけども、それを支えていらっしゃる中小の事業所が、これから先、これはもう地域文化だけじゃなくて企業文化も全て一緒に変化していつているんで、そういう時代にどういうふうこれから頑張っていただけるかというところが市政にも大きな意味があるかなということでお聞きしました。

そういう中で、すごく気になっているのが、3つ目の言葉なんですが、組織選挙という言葉がですね、最近耳にしないんですよ。それはですね、企業文化が大きく変わっていつてるということから来ると。大竹市の政治選挙の30～40年の経過をずっとそばにいて拝見してですね、この組織の選挙のパワーというものがすごいですね。この議場におられる先輩議員の皆さんの中にもですね、組織から推薦を受けて、この場におられる先生が今お一人しかおられません。かつては、3割、4割を占めてですね、そのことがどういう意味があるんやということになるんですけども、産業人の皆さんと行政の皆さんと我々議員も含めて、一堂に会する場というのが2つほどあるんですね。年の初めの新年互礼会。もう一つがですね、町のリーダーを選ぶ、1人1区の選挙のときの選挙事務所。ここには本当にたくさんの方が両陣営に、お互いの接点、関係を含めてたくさん集まる。これある意味じゃあ、地域文化のですね、大きな意味を持つイベントだと思います。ここで戦われた選挙の要件だけじゃなくて、今後の町についての意見や思いをお互いぶつけ合って意見交換します。その流れの中で、今回の選挙がどういう意味を持つんかということが、常に選挙事務所では語られています。そういう場がですね、これから少なくなるんですね。議会の様子も随分変わってきてると思います。

そういう意味で、組織選挙という、これがいいとか悪いとかいうことじゃなくて、かつて大竹市の大きな体制の中では既に存在しとった概念や言葉が薄まっていつていることが、今後の市政行政にどう影響するんだろうということを、行政の組織文化だけでなく、外部環境としての市政の文化風土が、このように編成している。企業の企業文化も変わりよる。そういう中での行政文化が、今後、どういうふう編成していくべきなんだろうと。また、これは文化ですから、誰かのリーダーシップであっち向け、こっち向けっていうふうに変えるべきじゃないと思うんですよ。そのときそのときの情勢にあわせて、皆さんが目前のことを少し先のことに勢力そそぐ中で、必然的に文化というのは醸し出されていくものだと思います。

そういう意味で、外部環境の文化が変化していくことが、この場であり、行政の組織文化にどう影響するかということを考える中で、今まで共存共栄で支え合ってきた企業経営者や就業者、商業者の皆さん、そういう面で先人の御苦勞でこのまちが成り立っている

んですが、そういう意味で組織選挙という意味合いが結果として醸し出してきた大竹市の市政の今後に向けてですね、どんな関係というか、影響があるんだろうなというのが、まだ私もまとまってないんで推測でしかないですけども、何らかの思いをお持ちであればお答えを伺って最後の質問にさせていただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 市民の皆様方の価値観の多様化、先ほどから議員がおっしゃいましたように、サービスやインフラ整備がある程度の水準に達し、大多数の方に共通する絶対的なサービスではなくて、個々の実情に応じたそれぞれ細かいものになっていること。このことが大きな要因になっているかなというふうに推察いたします。こうした多様な価値観、先ほどから話もありますような、さまざまな御要望がある中で、多くの市民の皆様のお声を直接にお聞きし、最大公約数となるものを見出す。あるいは小さな声であっても大切に拾い上げるべきものを見きわめる。このことこそが市民を代表されて、この場におられます議員お一人お一人、私も含めて活動の根幹になることを市民の皆様が望まれているんだろうというふうに思います。単一の大きな組織、同じ目的でもっての選挙では、もう戦えなくなってきた。そういう政情だろうというふうに思います。多くの市民の皆様方の要求、要望がますます強くなってきております。ただ、それに迎合するポピュリズムがこの日本中に広がっていく世の中の変化が今起こっております。今、行政組織に大きく影響をもたらしているのではないかなというふうに考えております。今こそ、代議制民主主義の意義を皆さんとともに一度しっかりと考え、大切にしていくなすべきときがきたのではないかなというふうに感じている次第でございます。

ついせんだって、灘尾弘吉先生のタイムカプセルが開封されました。その中で、日本の三賢人といわれた灘尾先生の言葉で、政治家は何も走り回ることばかりが能ではあるまい。メッセンジャーボーイになることが政治家本来の使命などではないだろう。御国のため、誠心誠意を尽くせばそれでよい。お金もうけをしたり県政の地位はもとより、志すところではない。日本の再建と繁栄のため、力をささげたい。こんな言葉が書いてございました。終わります。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 大変、長時間にわたって、親切・丁寧な御回答たくさんいただきました。大変ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 以上で一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、本11件につきましては、7名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました、予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、

末広和基議員、6番、西村一啓議員、7番、和田芳弘議員、12番、細川雅子議員、13番、寺岡公章議員、14番、田中実徳議員、15番、山本孝三議員、以上の7名を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議事の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、次の会議に議事を継続したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、次の本会議に議事を継続することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

明日、3月7日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時48分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月6日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 藤 井 馨